

2016兵庫県内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

平成28年9月5日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 基礎情報	5
III. 住民参加による地域課題の発見と共有	8
IV. 議会内の討議と合意形成	15
V. 議会と行政の討議と課題共有	21
VI. 住民説明	28
VII. その他	37
VIII. アンケート調査の構成と評価	43
資料編	54
あとがき	72

I . 調査の概要

1. 調査対象

兵庫県議会及び兵庫県内41市町村議会

2. 調査期間

平成28年4月5日～6月29日

3. 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

4. 調査時点

平成28年4月1日

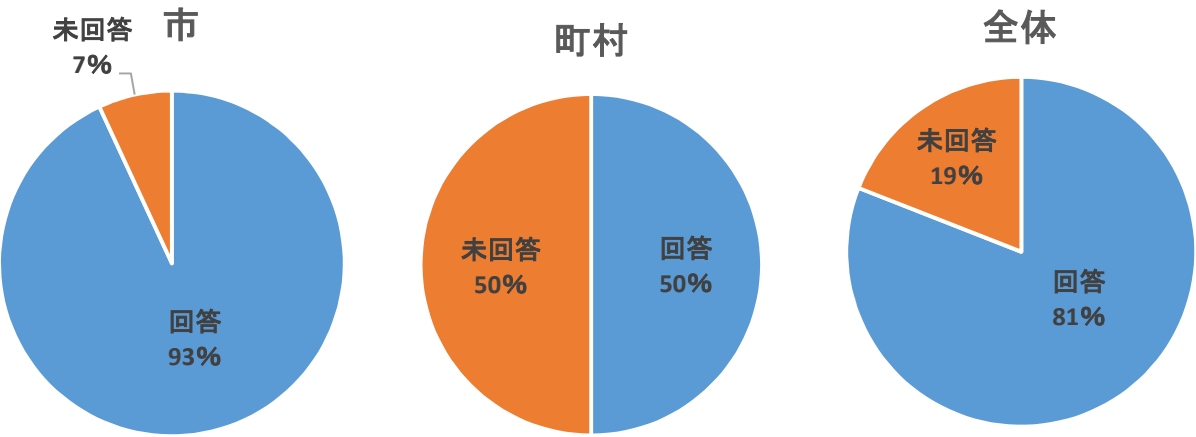
5. 調査の視点

調査では議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていないければ」、「行っていない」という評価とする基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

6. 回収率

項目	総数	回答数	未回答数	回答率	回答議会基本条例施行議会数	回答に占める条例施行比率
県	1	1	0	100%	1(1)	100%
市	29	27	2	93%	23(25)	85%
町村	12	6	6	50%	5(8)	83%
計	42	34	8	81%	29(34)	85%

(注) 兵庫県の議会基本条例施行議会数は34議会である。(2015.9現在)



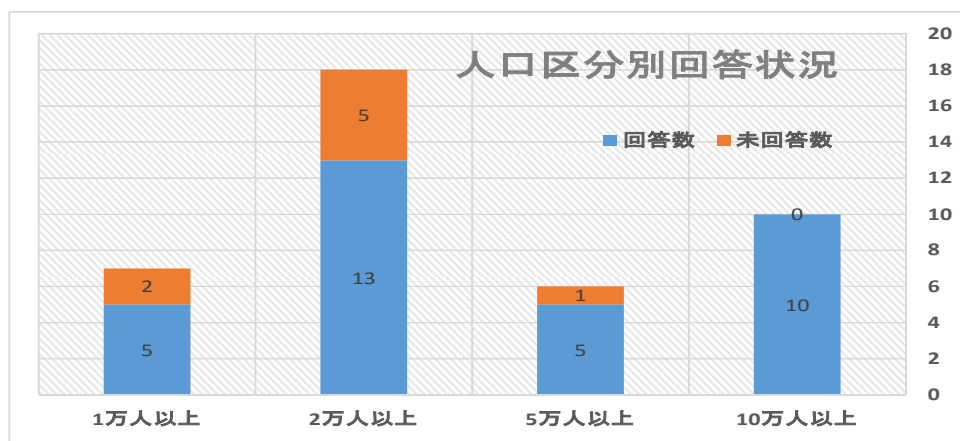
6. 回答分析

(1) 人口区分別回答状況

人口規模	回答数	未回答数	計	回答率	回答数比率
10万人以上	10	0	10	100%	45%
5万人以上	5	1	6	83%	
2万人以上	13	5	18	72%	55%
1万人以上	5	2	7	71%	
計	33	8	41	80%	100%

コメント：
人口規模が5万人以下の
議会の回答数が多い。

(注) 兵庫県含まず)



(参考) 兵庫県の人口区分にみる市町村の構成

人口規模	市町村数	比率	累計	市町村数の比率
10万人以上	10	24%	24%	39%
5万人以上	6	15%	39%	
2万人以上	18	44%	83%	61%
1万人以上	7	17%	100%	
計	41	100%		100%

コメント：
人口規模が5万人以上と
以下の議会数の比率は
約4対6と、5万人以下の
議会数が多い。

(注) 兵庫県議会含まず。

Ⅱ．基礎情報

1 議会の議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

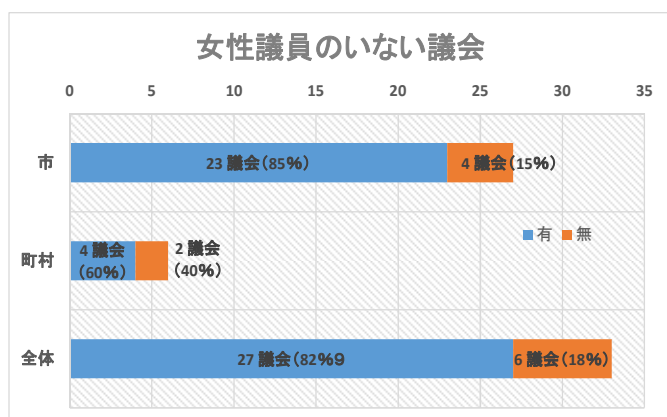
項目	議会数	議員総定数（人）	1議会平均議員定数（人）
県	1	87	87
市	27	663	25
町村	6	86	14
計	33	749	23

（注）計は市＋町村

2 議会に女性議員の有無

女性議員のいない議会

議会名	有	無	計	比率
市	23	4	27	15%
町村	4	2	6	33%
全体	27	6	33	18%



人口規模別に見た女性議員0議会分布

人口規模	議会数	議員総定数（人）	女性議員数（人）	1議会平均女性議員数（人）	議員定数に占める女性議員の比率	女性議員0議会数	女性議員0議会の比率
10万人以上	10	362	77	7.7	21%	0	0%
5万人以上	5	100	12	2.4	12%	1	20%
2万人以上	13	215	20	1.5	9%	3	23%
1万人以上	5	72	3	0.6	4%	2	40%
計	33	749	112	3.4	15%	6	18%

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	議会数	議員総定数（人）	1議会平均議員定数（人）
10万人以上	10	362	36
5万人以上	5	100	20
2万人以上	13	215	17
1万人以上	5	72	14
計	33	749	23

（注）兵庫県含まず。

女性議員の比率の高い上位5議会

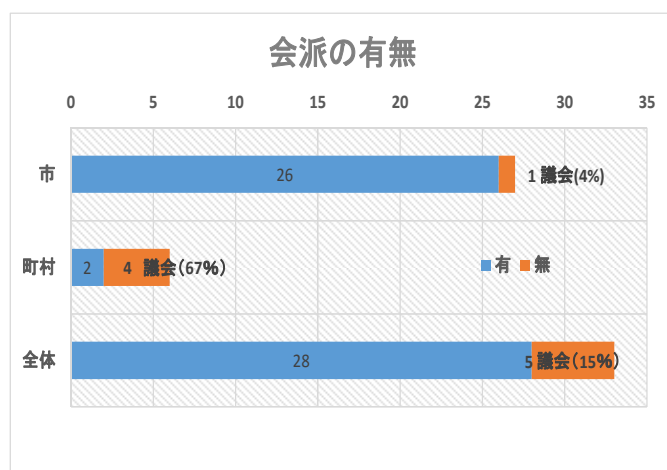
NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	宝塚市	26	9	35%
2	三田市	22	7	32%
3	川西市	26	7	27%
4	伊丹市	28	7	25%
5	小野市	16	4	25%

3 会派の有無

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	比率
市	26	1	27	4%
町村	2	4	6	67%
全体	28	5	33	15%

(注) 兵庫県含まず。



4 議員の平均年齢

市・町村別議員の平均年齢

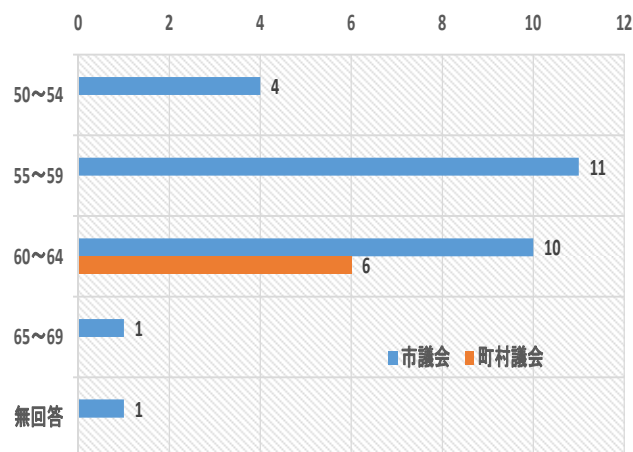
項目	議会数	平均年齢 (歳)
市	27	59
町村	6	63
計	33	60

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	平均年齢 (歳)
10万人以上	10	55
5万人以上	5	59
2万人以上	13	62
1万人以上	5	63
計	33	60

平均年齢	市議会	町村議会	計	比率
50～54	4	0	4	12%
55～59	11	0	11	33%
60～64	10	6	16	49%
65～69	1	0	1	3%
無回答	1	0	1	3%
計	27	6	33	100%

議会議員の平均年齢の分布



平均年齢上位・下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
伊丹市	52.6	1
宝塚市	53.2	2
芦屋市	54.0	3
三木市	54.0	4
〃	〃	〃
神河町	64.6	32
養父市	66.8	33

(注) 兵庫県は52.3歳

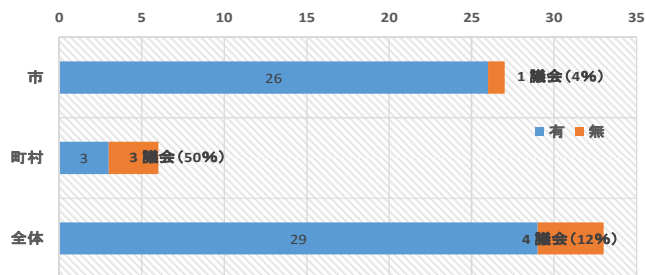
5 政務活動費

市・町村別政務活動費の有無

議会名	有	無	計	比率
市	26	1	27	4%
町村	3	3	6	50%
全体	29	4	33	12%

(注) 兵庫県含まず。

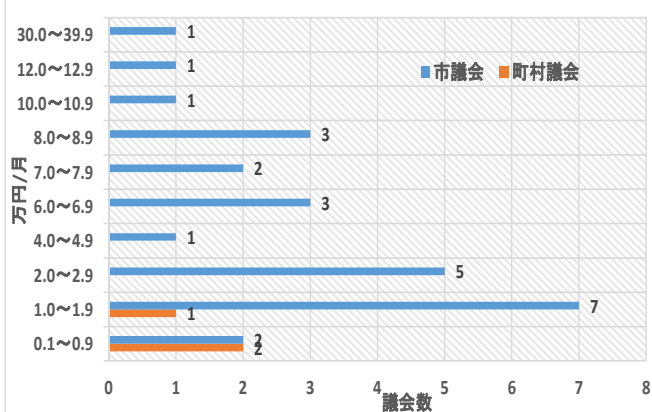
政務活動費の有無



政務活動費の金額分布

政務活動費	市議会	町村議会	計	比率
0.1~0.9	2	2	4	14%
1.0~1.9	7	1	8	29%
2.0~2.9	5		5	18%
4.0~4.9	1		1	3%
6.0~6.9	3		3	10%
7.0~7.9	2		2	7%
8.0~8.9	3		3	10%
10.0~10.9	1		1	3%
12.0~12.9	1		1	3%
30.0~39.9	1		1	3%
計	26	3	29	100%

政務活動費を支給する議会数



人口規模別政務活動費の有分布

人口規模	回答数	政務活動費有	比率	政務活動費総額 (月額)	比率
10万人以上	10	10	100%	109.5	76%
5万人以上	5	5	100%	13.5	9%
2万人以上	13	11	85%	18.2	13%
1万人以上	5	3	60%	2.0	1%
計	33	29	88%	143.2	

(注) 兵庫県含まず。

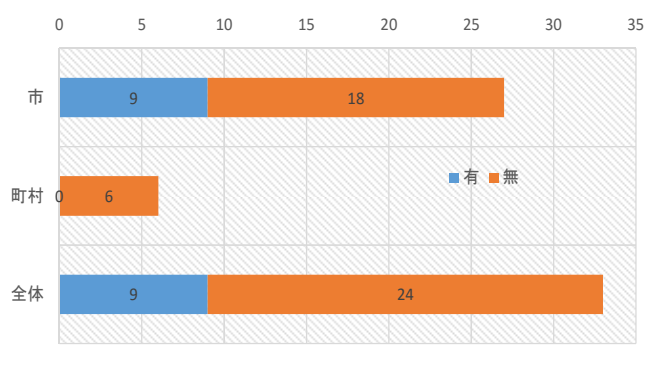
6 次期H31.4統一地方選挙実施状況

市・町村別H31.4統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	比率
市	9	18	27	33%
町村	0	6	6	0%
全体	9	24	33	27%

(注) 兵庫県含まず。

次期選挙がH31.4の議会



Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

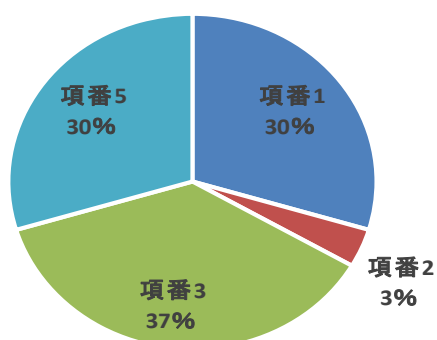
請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。(H27.4～28.3の期間)

項番	内 容	県	市			町村			全体	比率
				比率	自治体議会名		比率	自治体議会名		
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実績はない)	1	8	30%		4	66%		13	38%
2	検討中		1	3%		0	0%		1	3%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		10	37%	神戸市、姫路市 西宮市、尼崎市 宝塚市、三田市 芦屋市、高砂市 丹波市、淡路市	1	17%	福崎町	11	32%
4										
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		8	30%	明石市、三木市 川西市、洲本市 篠山市、西脇市 加東市、養父市	1	17%	多可町	9	27%
回答数 計		1	27	100%		6	99%		34	100%

【グラフデータ】

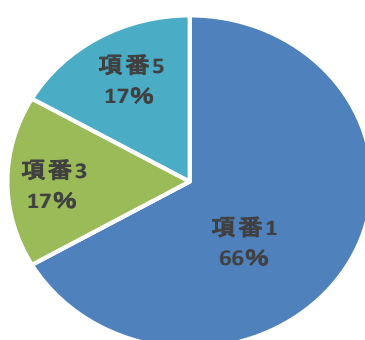
(回答数 27)

市



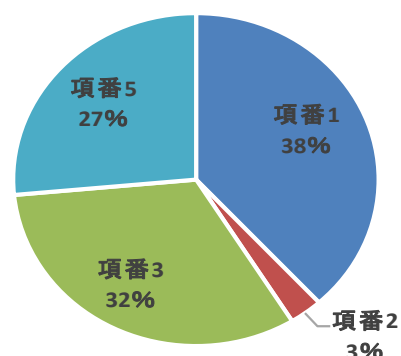
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

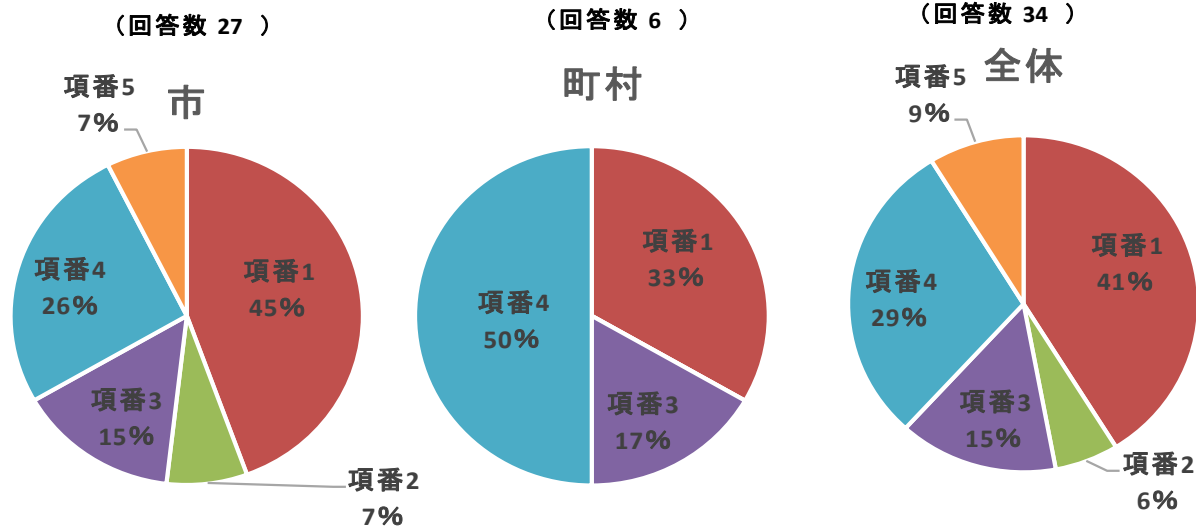
「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3～5)は、20議会(59%)と半分以上の議会で直接、議会で住民が提案説明が行われている。

問2 住民等との意見交換(住民との一般会議)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H27.4～28.3の期間)

項番	内 容	県	市			町村			全体	比率
				比率	自治体議会名		比率	自治体議会名		
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		12	45%		2	33%		14	41%
2	検討中		2	7%		0	0%		2	6%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している		4	15%	三田市、小野市 淡路市、養父市	1	17%	香美町	5	15%
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している(H27.4～28.3の期間)		7	26%	明石市、宝塚市 三木市、川西市 西脇市、加東市 宍粟市	3	50%	多可町、福崎町 佐用町	10	29%
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年複数回実施している(H27.4～28.3の期間)	1	2	7%	たつの市、徳山市	0	0%		3	9%
回答数 計		1	27	101%		6	100%		34	100%

【グラフデータ】



【コメント】

「議会主催による住民等との意見交換が実施されている議会」(項番3～5)は、18議会(53%)と半分以上の議会では住民等との意見交換が行われている。

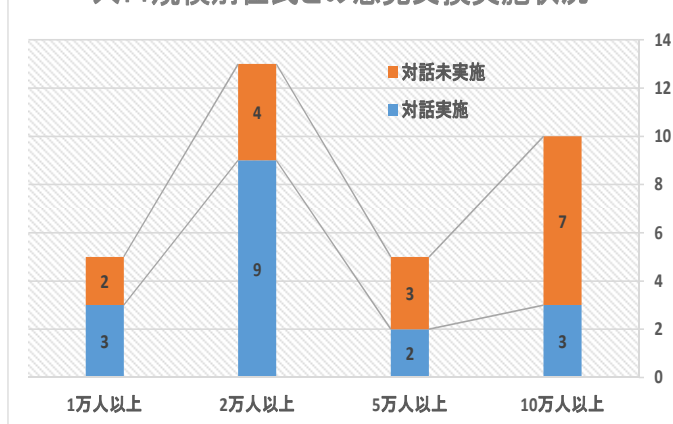
人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	比率
10万人以上	10	3	30%
5万人以上	5	2	40%
2万人以上	13	9	69%
1万人以上	5	3	60%
計	33	17	61%

(注)兵庫県含まず。

人口規模別住民との意見交換実施状況



- ・5万人以上の議会では住民との意見交換は33%の議会で行われている。
- ・5万人以下の議会では住民等との意見交換は60%以上で行われている。

問2 補足設問1 民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H27.4～28.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	明石市	5	兵庫県宅地建物取引業協会 明石支部役員	シティセールス・定住促進の取り組みについて
			民生児童委員協議会役員	高齢者支援の取り組みについて
			移動販売実験プロジェクト	買い物不便地の解消に向けた移動販売について
			交通安全協会・高年クラブ・シルバーリーダー	自転車の安全運転やマナー向上の取り組みについて
			市民	各種団体との意見交換内容及び平成27年度審議内容等の報告と意見交換について
2	宝塚市	2	市民	まちの活性化について、安心安全のまちづくりについて、子育て・教育について、社会保障について
			市民	行財政改革について、子育てしやすい宝塚にするために、宝塚の環境とごみ行政について
3	三田市	1	市民	防災、市内交通、市長に望むこと
4	たつの市	6	市内各中学校教員	中学校における生徒指導の取組
			体育協会、スポーツ少年団	スポーツを通じた健康促進と子どもの健全育成
			民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員の抱える問題
			ボランティア協会	ボランティア協会の現状と今後の活動
			龍野ふるさとガイド会員	龍野地区の城下町観光の現状
			龍野地区まちづくり協議会	龍野地区の町並み保存の課題と展望

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
5	三木市	1	市民	自由テーマ
6	小野市	1	地区自治会長会	防犯、防災、有害鳥獣対策
7	加西市	2	加西市連合PTA 市内障がい者団体	6月議会の報告 意見交換
			在田地区ふるさと創造会議 加西市老人クラブ連合会	9月及び12月議会の報告 意見交換
8	淡路市	12	大町地区連合会町内会	対市県要望の早期実現について
			地域支えあいセンター つな	自由テーマ
			淡路市商工会	—
			地域支えあいセンター いわや	—
			山田まちづくり協議会	—
			淡路市婦人会	—
			地域支えあいセンター ひがしうら	—
			郡家地区町内会	—
			地域支えあいセンターいちのみや	—
9	篠山市	8	市内子育てサークル(7団体)	篠山の保育・子育て環境について等
			自治会長会	地域における将来の定住人口と課題、定住対策の取り組みについて等
10	西脇市	3	地域医療検討会	地域医療について
			地域医療を支える市民の会	地域医療について
			西脇小児医療を守る会	地域医療について
11	加東市	10	市民(1回)	議会に対する意見・要望
			市民(2回)	加東市のまちづくりと地域の課題について
			市民(3回)	同上
12	宍粟市	1	住民	テーマなし
13	養父市	2	全市民	議会への意見、提言等について
			市内各団体代表者、有識者等	議員定数、議員報酬について
14	多可町	3	住民	テーマなし
15	福崎町	2	住民	議会について・まちづくりに関
16	香美町	1	子育て中の保護者	香美町の子育て
17	佐用町	26	全町民対象	町政全般

問2 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

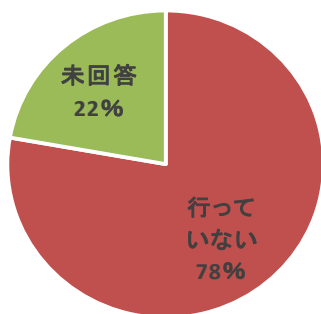
H27.4～28.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
					比率			比率		
1	行っている		0		0%	0		0%	0	0%
2	行っていない	1	21		78%	5		83%	27	79%
3	未回答		6		22%	1		17%	7	21%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】

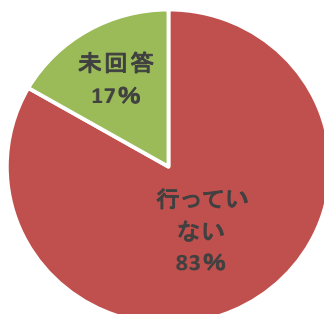
(回答数 27)

市



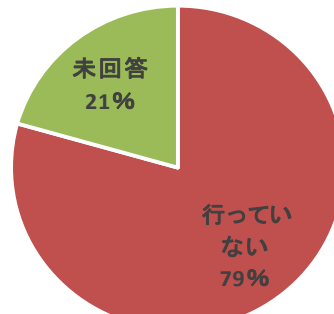
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、どこの議会でも行われていないことがわかった。

議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ(地域課題)を定めて、住民意識を調査(アンケート調査)することで、データ(住民意識)に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。

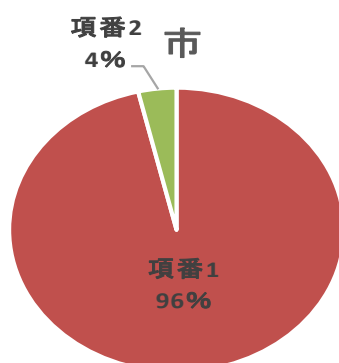
問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。(H27.4～28.3の期間)

項番	内 容	県	市		自治体議会名	町村		自治体議会名	全体	比率
				比率			比率			
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	26	96%		6	100%		33	97%
2	検討中		1	4%	川西市	0	0%		1	3%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある。		0			0	0%		0	0%
4			0			0				
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある。		0			0	0%		0	0%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

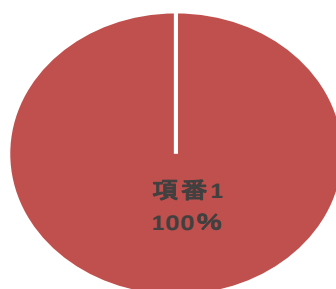
(注)補足設問の①傍聴者数の公表(広報誌等)、②手話通訳(事前予約含む)の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。

【グラフデータ】 (回答数 27)



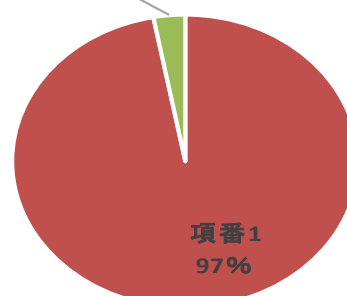
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

「本会議又は委員会で傍聴者が発言の実績がある」(項番3・5)は、0議会であった。傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聞くことは難しいが、委員会では分離されていないところが多いので、この辺から変えていく必要がある。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。

(参考1)「北海道福島町議会への参画を推奨する規則」

第2条 『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

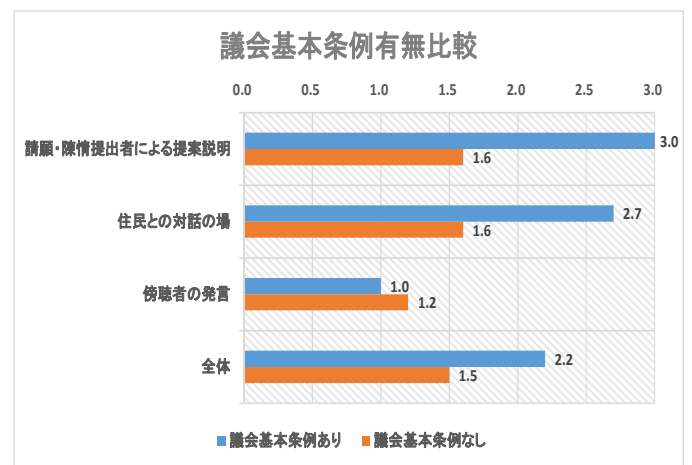
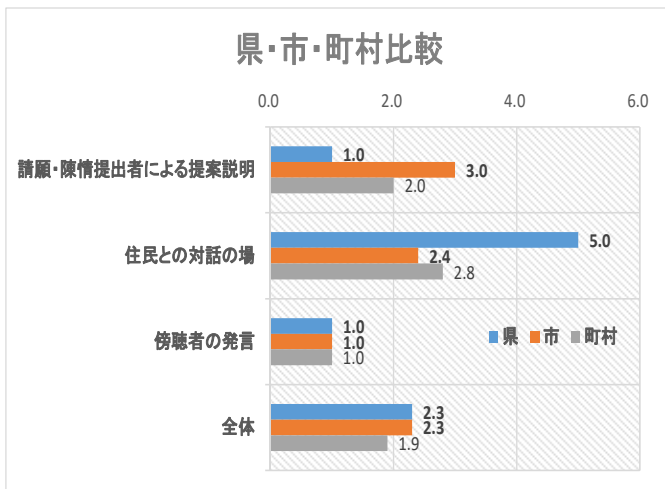
(参考2)「北海道芽室町議会傍聴条例」

(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民との対話の場	傍聴者の発言	全体
県	1.0	5.0	1.0	2.3
市	3.0	2.4	1.0	2.3
町村	2.0	2.8	1.0	1.9

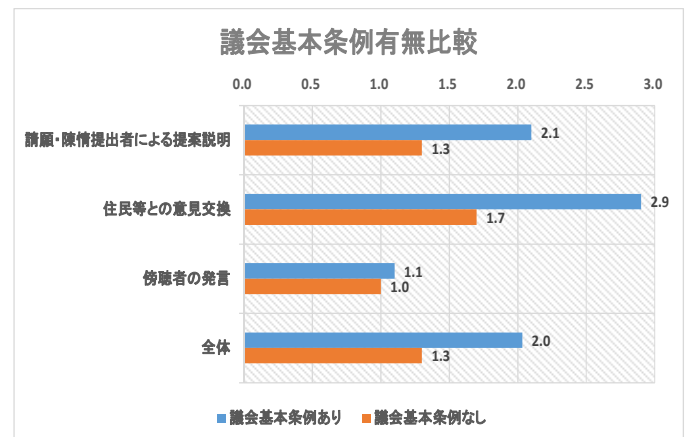
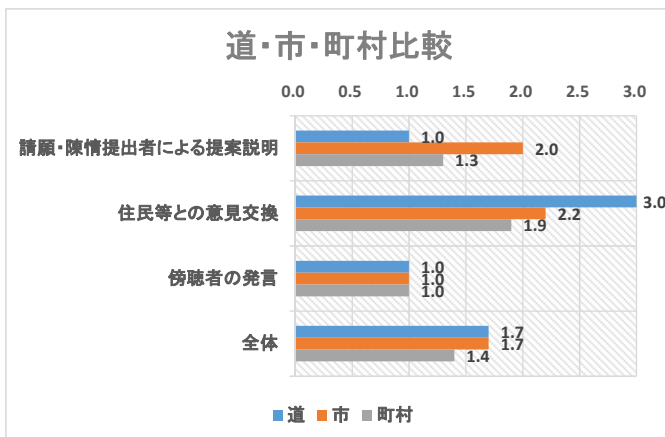
項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民との対話の場	傍聴者の発言	全体
議会基本条例あり	3.0	2.7	1.0	2.2
議会基本条例なし	1.6	1.6	1.2	1.5



(参考) 北海道の調査結果

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
道	1.0	3.0	1.0	1.7
市	2.0	2.2	1.0	1.7
町村	1.3	1.9	1.0	1.4

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
議会基本条例あり	2.1	2.9	1.1	2.0
議会基本条例なし	1.3	1.7	1.0	1.3



IV. 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案等に対する議員間の討議 (自由討議)により議会としての意思決定

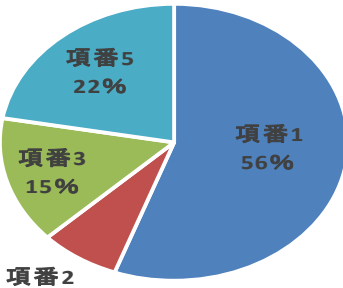
全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率		
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		15	姫路市、西宮市 尼崎市、明石市 加古川市、 伊丹市、三田市 芦屋市、小野市 加西市、洲本市 淡路市、加東市 相生市、養父市	56%	5	多可町、福崎町 香美町、新温泉町 神河町	83%	20	59%
2	検討中		2	川西市、高砂市	7%	1	佐用町	17%	3	9%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている		4	三木市、赤穂市 宍粟市、朝来市	15%	0		0%	4	12%
4					0%			0%		0%
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている	1	6	神戸市、宝塚市 たつの市、丹波市 篠山市、 西脇市	22%	0		0%	7	20%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】 (回答数 27)

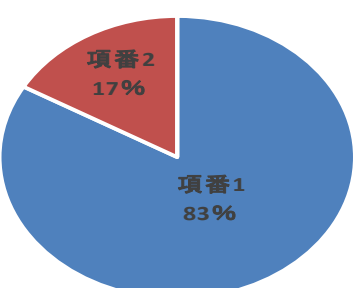
市



【コメント】 7%

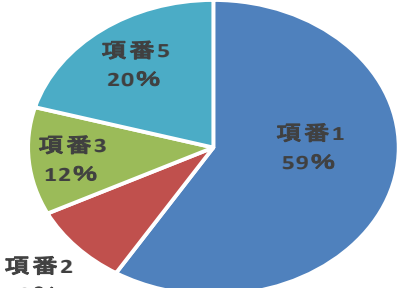
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



「首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3～5)は、11議会(32%)であった。「議員間の自由討議が行われていない」(項番1・2)は、23議会(68%)であった。議会基本条例施行議会では、条例で議員間の自由な討議が規定されているにもかかわらず、行われていない実態がある。なぜ、議員間の自由討議が行われないのか。何か理由がありそうだ。

実際、補足設問1・2・3の首長提出案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提案」を「自由討議を行っている」と回答の議会と「自由討議を行っていない」と回答の議会とで比較(次頁)すると、前者は「議会による否決」が1議会、「議員による修正」が7議会、「政策提案」が3議会、それに対し、後者は「議会による否決」が3議会、「議員による修正」が7議会、「政策提案」が0議会と、「自由討議を行っている」と回答の議会の方が多という結果ではなかった。「議員間の自由討議」が深まれば、「議会による否決」「議員による修正」「政策提案」が多くなるという仮説は成り立たないようだ。

問4 補足設問1・2・3

1. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

2. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

3. H27.4～28.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	10	1	7	3
自由討議を行っていない議会	17	3	6	0
計	27	4	13	3
(注)数は議会数	37%	15%	48%	11%

町村

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	0	0	0	0
自由討議を行っていない議会	6	0	1	0
計	6	0	1	0
(注)数は議会数	0%	0%	17%	0%

全体

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	10	1	7	3
自由討議を行っていない議会	23	3	7	0
計	33	4	14	3
(注1)数は議会数	30%	12%	42%	9%

(注2)兵庫県含まず

市町村名	政策提言内容
丹波市	・平成26年度施策・事務事業に対する提言 ・丹波市丹(まごころ)の里創生総合戦略に係る提言
篠山市	少子化・定住促進対策の取り組みについて
宍粟市	・総合計画に対する委員会意見の提出 ・地域創生総合戦略に対する議会意見の提出 ・自治基本条例の検証について議会意見の提出 ・環境基本計画に対する議会意見の提出

問5 調査機関又は附属機関の設置

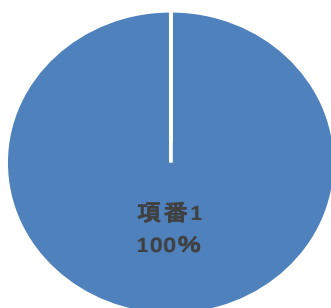
議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
					比率			比率		
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	27		100%	6		100%	34	100%
2	検討中		0		0%	0		0%	0	0%
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】

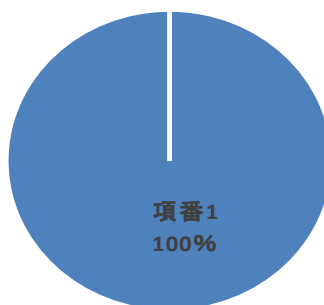
(回答数 27)

市



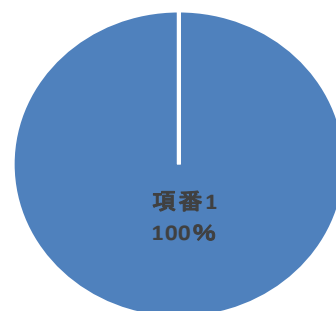
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

調査機関又は附属機関の設置については、項番1の「設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)」がすべての議会であった。調査機関又は附属機関の設置はない状態であった。

調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決する上で、重要な助言が期待できる。最近は課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながると考える。また、議会事務局職員数減少に伴う議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例

(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

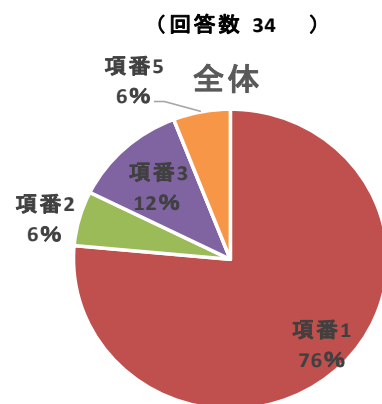
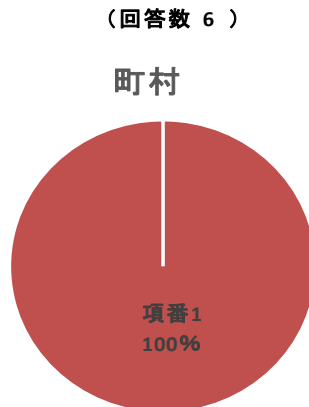
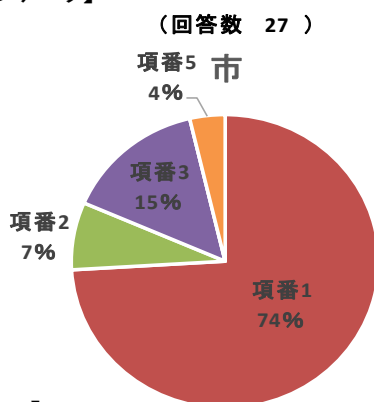
問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
					比率			比率		
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		20	明石市⑪、加古川市⑪ 宝塚市⑬、伊丹市⑫ 川西市⑩、三田市⑧ 他	74%	6	多可町③、福崎町③ 香美町③、佐用町④ 新温泉町③、神河町③	100%	26	76%
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		2	たつの市⑦、朝来市⑤	7%	0		0%	2	6%
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		4	姫路市⑭、西宮市⑮ 尼崎市⑮、高砂市⑨	15%	0		0%	4	12%
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		0%	0		0%	0	0%
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	1	神戸市③⑧	4%	0		0%	2	6%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

(注)○は議会事務局の職員数(臨時含む)

【グラフデータ】



【コメント】

法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3～5)は、2議会(6%)であった。

1職員当たりの議員数の平均が市議会では2.4人、町村議会では4.5人であった。

1職員当たりの担当議員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、議会事務局職員の削減が挙げられているが、議会事務局職員の削減は議会の力を弱めることにつながるもので、削減には慎重であるべきではないか。また、議会事務局機能の強化のためには、自力より、外部の力を活用することを検討すべきである。

芽室町議会基本条例

(議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6 補足設問

議会事務局の人数等（H28.4.1現在でご記入ください）

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
3人	0	5	5
4人	2	1	3
5人	10	0	10
6人	1	0	1
7人	2	0	2
8人	2	0	2
9人	1	0	1
10人	1	0	1
11～15人	3	0	3
16～20人	1	0	1
21～30人	3	0	3
31～40人	1	0	1
計	27	6	33

市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	2	4	6
兼務無	25	2	27
計	27	6	33
兼務有比率	7%	67%	18%
平均職員数	10.2人	3.2人	8.9人

人口規模別平均職員数及び兼務状況

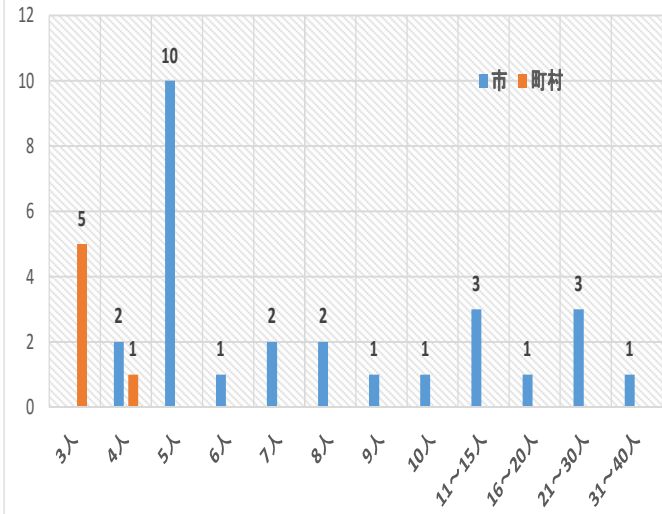
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率
10万人以上	10	18	0	0%
5万人以上	5	7	0	0%
2万人以上	13	5	3	23%
1万人以上	5	3	3	60%
計	33		6	18%

（注）兵庫県含まず。

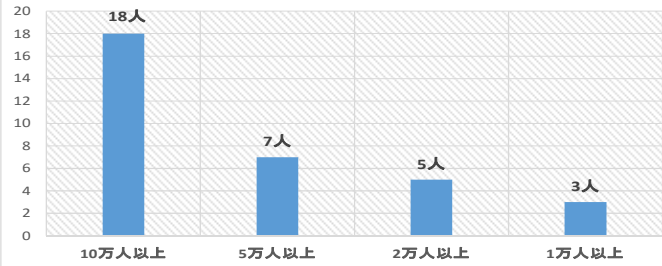
議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
西脇市	事務局員の経験が浅いうえに積極的議会改革を推進した結果、ツールが飽和状態となり議会本来の機能強化に至っていない。
朝来市	本会議、委員会会議録の調製が遅れている。

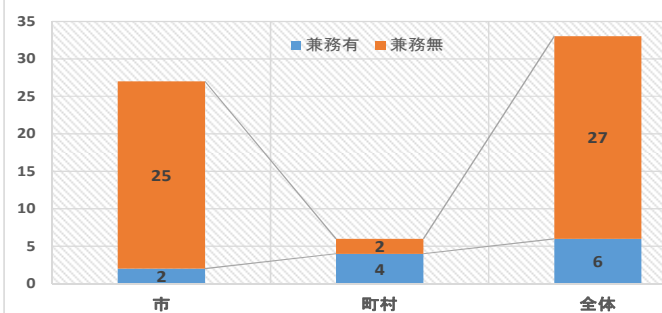
議会事務局職員数



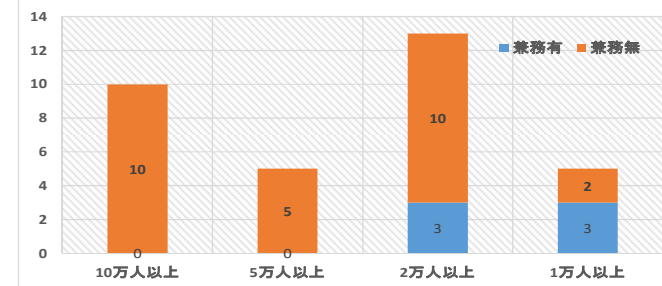
人口規模別平均職員数



市町村別議会事務局の兼務状況



人口規模別議会事務局の兼務状況

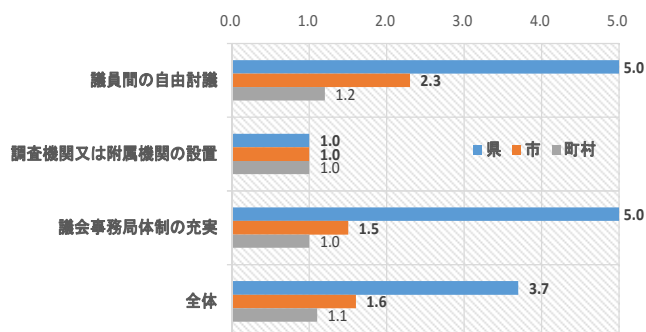


Ⅳ．議会内の討議と合意形成

県市町村別議会内の討議と合意形成

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
県	5.0	1.0	5.0	3.7
市	2.3	1.0	1.5	1.6
町村	1.2	1.0	1.0	1.1

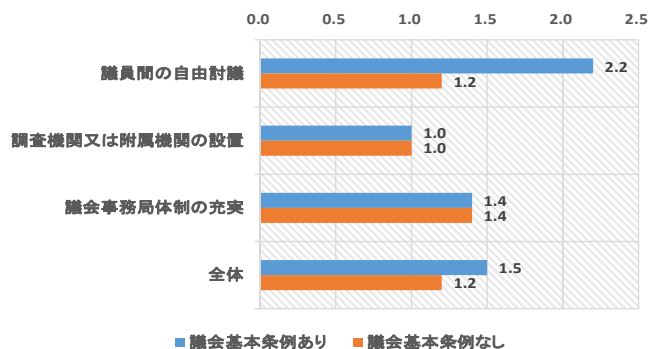
県・市・町村別比較



議会基本条例の有無

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
議会基本条例あり	2.2	1.0	1.4	1.5
議会基本条例なし	1.2	1.0	1.4	1.2

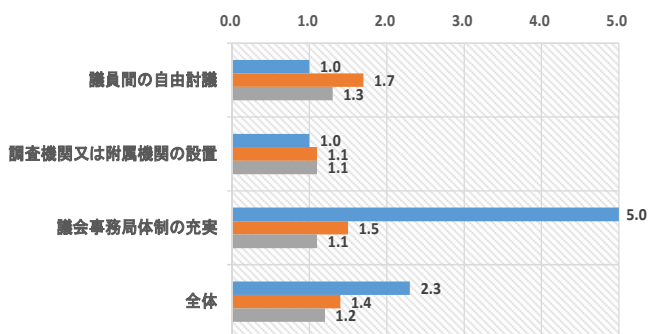
議会基本条例有無比較



(参考) 北海道の調査結果

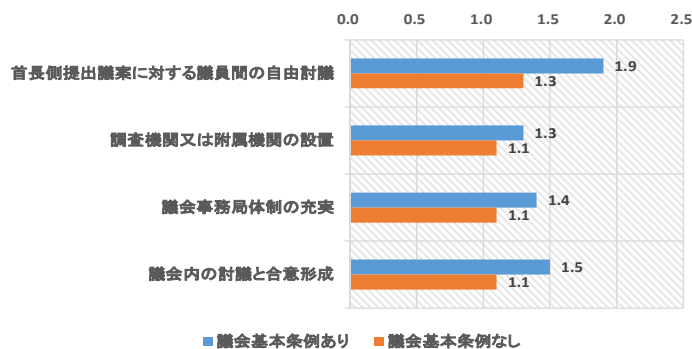
項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
道	1.0	1.0	5.0	2.3
市	1.7	1.1	1.5	1.4
町村	1.3	1.1	1.1	1.2

道・市・町村比較



項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
議会基本条例あり	1.9	1.3	1.4	1.5
議会基本条例なし	1.3	1.1	1.1	1.1

議会基本条例有無比較



V. 議会と行政の討議と課題共有

問7 通年議会の実施

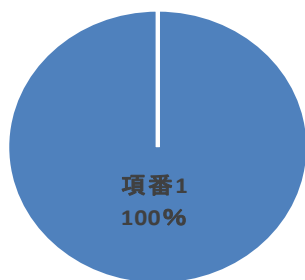
通年議会を実施していますか。

項番	内 容	道	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	比率
1	実施していない	1	27			100%	6			100%	34	100%
2	実施について検討中		0			0%	0			0%	0	0%
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0			0%	0			0%	0	0%
4												
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		0			0%	0			0%	0	0%
回答数 計		1	27			100%	6			100%	34	100%

【グラフデータ】

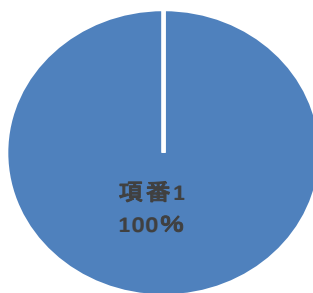
(回答数 27)

市



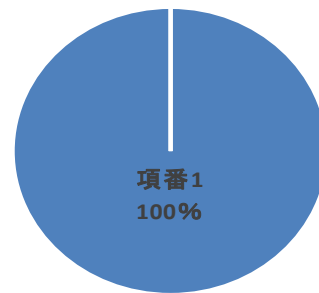
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

通年議会を実施している議会(項番3～5)は、0議会(0%)、「実施していない」(項番1)は34議会(100%)であった。

通年議会の根拠規定については、

- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考)福島町議会基本条例(地方自治法第102条第2項)

(通年議会)第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

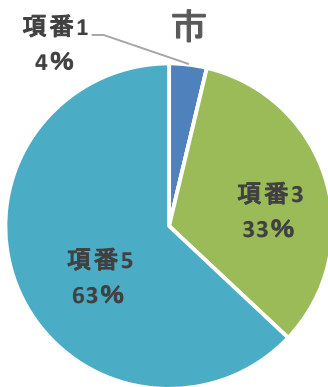
問8 一問一答方式の導入状況

本会議の代表質問、一般質問で、一問一答方式を導入していますか。(H27.4～28.3の期間)

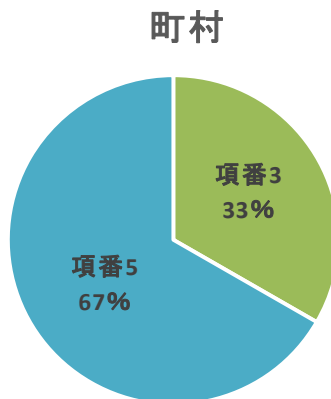
項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率		
1	導入していない(実施していない)		1		4%	0		0%	1	3%
2	導入を検討中		0		0%	0		0%	0	0%
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している	1	9	加古川市、三田市 芦屋市、高砂市 丹波市、赤穂市 洲本市、宍粟市 養父市	33%	2	香美町、新温泉町	33%	12	35%
4										
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		17		63%	4	多可町、福崎町 佐用町、神河町	67%	21	62%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】

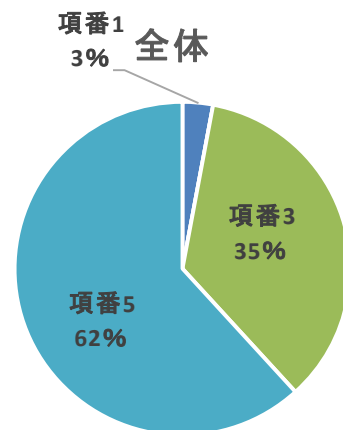
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



【コメント】

一問一答方式を実施している(項番3～5)は、21議会(62%)で一問一答方式を実施している。

一問一答方式による質疑は首長と議員の論点・争点が明らかになることから、議会の存在意義を高める効果がある。質問と答弁が噛み合わない議会は議会の存在意義を否定しているとは思えない。

宝塚市議会基本条例

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関の長及び職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものでなければならない。

(1) 議員は、本会議及び委員会における質疑及び質問を、市政上の論点をわかりやすく明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H27.4～28.3の期間)

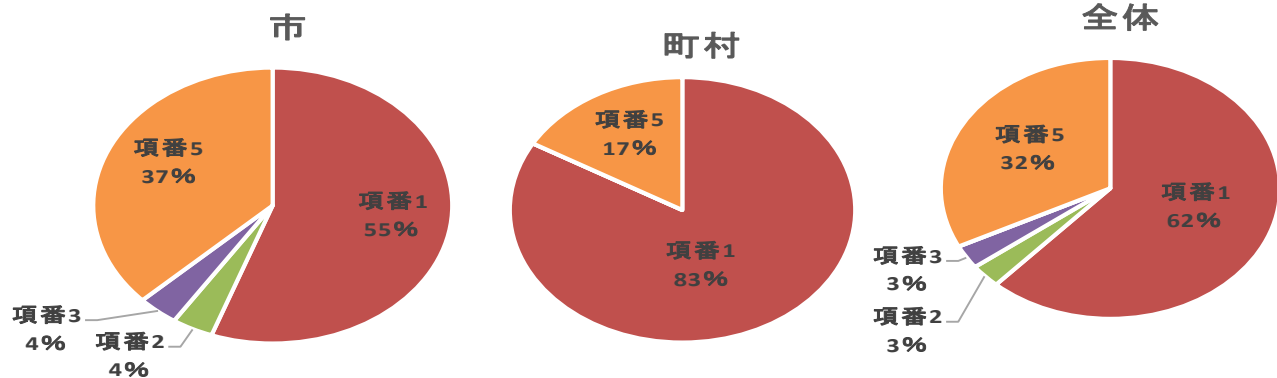
項番	内 容	県	市		自治体議会名	町村		自治体議会名	全体	比率
			比率			比率				
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)	1	15	56%		5	83%		21	62%
2	検討中		1	4%	川西市	0	0%		1	3%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた。		1	4%	赤穂市	0	0%		1	3%
4				0%			0%		0	0%
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。		10	37%	西宮市、宝塚市 芦屋市、三木市 丹波市、加西市 洲本市、篠山市 宍粟市、養父市	1	17%	多可町	11	32%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

【グラフデータ】

(回答数 27)

(回答数 6)

(回答数 34)



【コメント】

反問を認めている議会(項番3～5)は、12議会(35%)であった。「反問を認めていない」(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)(項番1・2)は22議会(65%)と、「反問が行われていない」がほぼ2/3であった。人口規模別の平均値を見ると、10万人以上は1.9、10万人以下～5万人以上は3.4、5万人以下～2万人以上は3.0、2万人以下は1.0と、10万人以下～2万人以上で反問が行われ、人口規模が10万人以上の大規模議会や2万人以下の小規模議会では反問が行われていないことがわかる。

「具体的に反問を行使した主な5事例を見ると、「対案を問う」反問が行われ、緊張感を感じる。首長が反問をすると、議会との関係が壊れるのではないかと、行使しない首長が多い。論点・争点の明確化、なれ合いを排除するためにも反問ができる議会こそ健全な議会と言える。さらに、議会の存在意義を高める。これらのことから反問行使の比率が高まることを期待したい。

【反問権行使の実例】

議会名	反問内容
西宮市議会	一般質問の質問者が再質問した際、市長より対象が誰なのか反問があった。
芦屋市議会	事業中止の判断を下した市長を追及する議員に対して、当該議員が市長の立場ならどう判断したか市長が問うたもの。
三木市議会	9月14日、12月10日、12月11日のいずれも本会議において反問が行われた。具体例の一つとしては、議員が数十年先を見越した施設整備計画が必要ではなかったのかと質問した際、数十年先の社会情勢をどうやって見通すことができるのかと反問。
丹波市議会	水道事業に関する事項
宍粟市議会	一般質問の中で議員から「町合併のデメリットを感じておられる方が多いように感じる」、「町合併に対する不満はどのような点か把握しているか」を質問したところ、市長からどういったところがデメリットなのか反問が行われた。

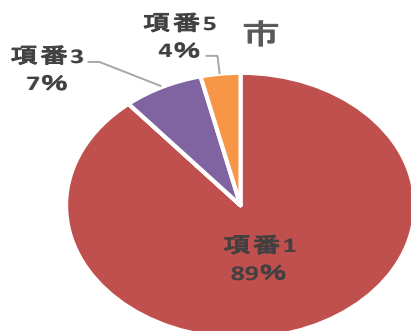
問10 政策討議会（行政との一般会議）

議会として、重要な政策課題に対し、政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会（行政との一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

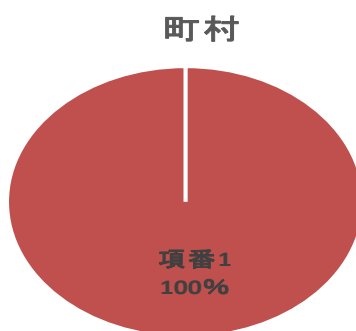
項番	内 容	県	市			町村			全体	比率
				比率	自治体議会名		比率	自治体議会名		
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、開催は行われていない)		24	89%		6	100%		30	88%
2	設置を検討中		0	0%		0	0%		0	0%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会(一般会議)を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		2	7%	姫路市、三田市	0	0%		2	6%
4				0%			0%			0%
5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会(一般会議)を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている	1	1	4%	丹波市	0	0%		2	6%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

【グラフデータ】

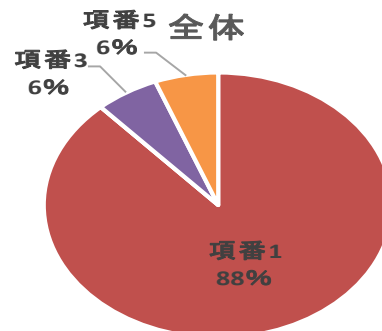
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



【コメント】

政策討論会の開催(項番3～5)については、4議会(12%)であった。

『政策討論会の内容』

●兵庫県(常任委員会・公開)

常任委員会において、特定テーマを実施し、その調査、検討の過程で政策提言を行っている。

●姫路市議会(その他・非公開)

会派ごとに、新年度予算に関する要望会議を開催し、市に対して、政策提言等を行っている。

●三田市議会(その他)

議会から条例提案を行うことを目的とした政策研究会を設置している。

●丹波市議会(政策討論会・公開)

丹波市議会基本条例

(政策討論会)第16条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、議長が別に定める。

丹波市議会政策討論会実施要綱

(討論会)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

5 討論会での議題の趣旨説明は、提出議員が行うものとする。また、議題に対する資料提供がある場合は、提出議員において準備するものとする。

6 討論会で意見集約された事項は、議会として行政へ対応を要請するものとする。

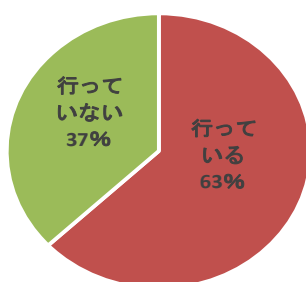
問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

H27. 4～28. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	比率
				自治体議会名	比率		自治体議会名	比率		
1	行っている	1	17		63%	4		67%	22	65%
2	行っていない		10		37%	2		33%	12	35%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

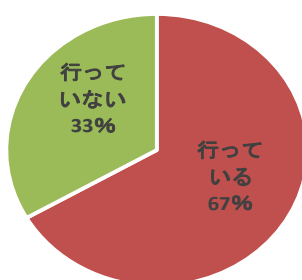
【グラフデータ】 (回答数 27)

市



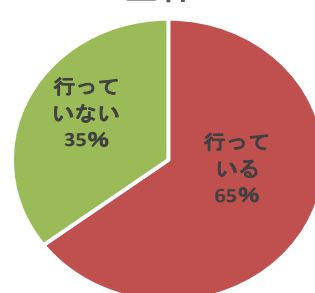
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

議会主催による議員研修の実施状況は、ほぼ、2/3の22市町村(65%)で、議員研修が行われている。

明石市議会基本条例

(議員研修)第16条 議会は、議員の政策立案能力など資質の向上を図り、議会全体の機能強化につなげていくため、議員研修を実施する。

2 議員は、議会が実施する研修以外にも、様々な研修の場に参画することを通じて、自己研鑽に励むよ

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
兵庫県	増田寛也氏を講師とした講演(地域創生の実現に向けて)及び新任議員等を対象とした研修
明石市	地方議会の制度と運営について
伊丹市	人権問題 議会改革
川西市	議会改革及び議会基本条例について
芦屋市	・民主主義社会を支える地方議員の役割(座学) ・芦有道路災害復旧現場(現地視察) ・議会基本条例の見直しと議会改革の方向性について(座学)
高砂市	地方創生に関する勉強会、市の施設に関する勉強会
たつの市	・県内の地方創生への取組 ・議会におけるタブレット端末体験
丹波市	議会こそ住民自治の代表機構～一般質問によって自治体政策を動かす～
赤穂市	西播磨地域における公立病院等の現状について
洲本市	ネット上の情報管理、農林水産行政、淡路地区創生戦略、タブレット端末
西脇市	議会改革の検証とバージョンアップ
加東市	質問力を高める、議会力に活かす
朝来市	一般質問、政務活動費について※近隣2市との共催
多可町	福祉施策(地域包括ケアネットワーク)について
香美町	ふるさとづくり研修会
神河町	「議員の権限と義務」「地域包括ネットワークの取組について」

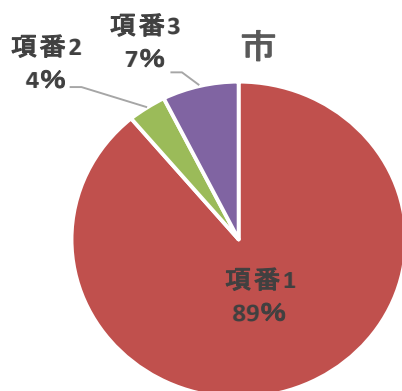
問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言(政策形成サイクル)を行っていますか。

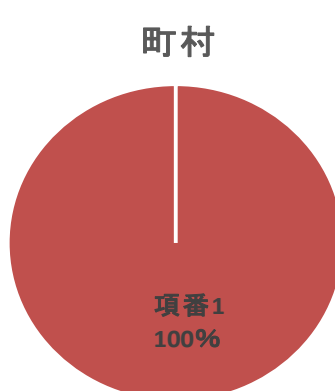
項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	議会が評価主体となる評価は行っていない	1	24		89%	6		100%	31	91%
2	検討中		1	西脇市	4%	0		0%	1	3%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、結果を公表している		2	加古川市、丹波市	7%	0		0%	2	6%
4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、結果を公表している		0		0%	0		0%	0	0%
5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている		0		0%	0		0%	0	0%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】

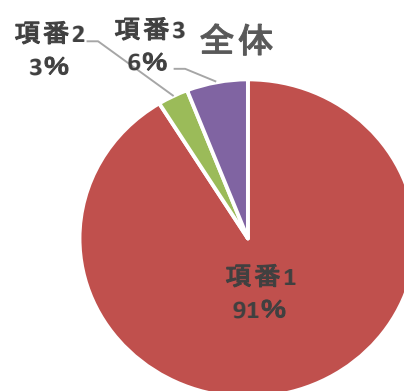
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3～5)は、2議会(6%)であった。

加古川市の事例:「議運決定により、決算審査時に事務事業評価を行っている」

議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。

議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

(参考) 芽室町議会基本条例

第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

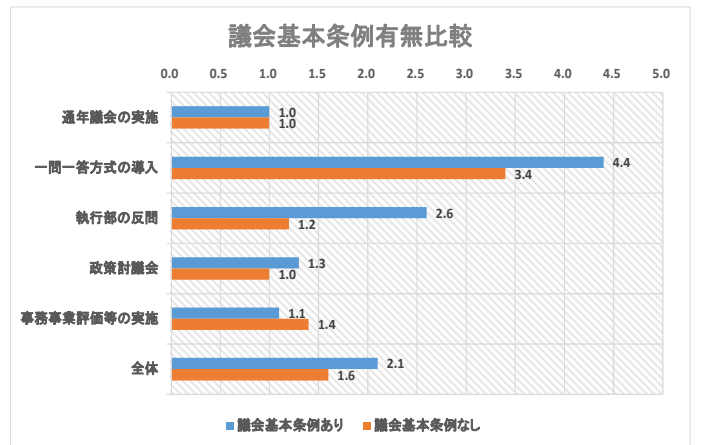
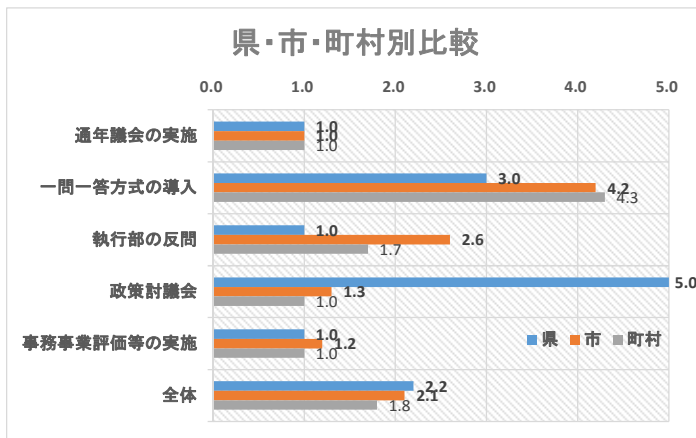
V. 議会と行政の討議と課題共有(まとめ)

県市町村別比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	全体
県	1.0	3.0	1.0	5.0	1.0	2.2
市	1.0	4.2	2.6	1.3	1.2	2.1
町村	1.0	4.3	1.7	1.0	1.0	1.8

議会基本条例有無比較

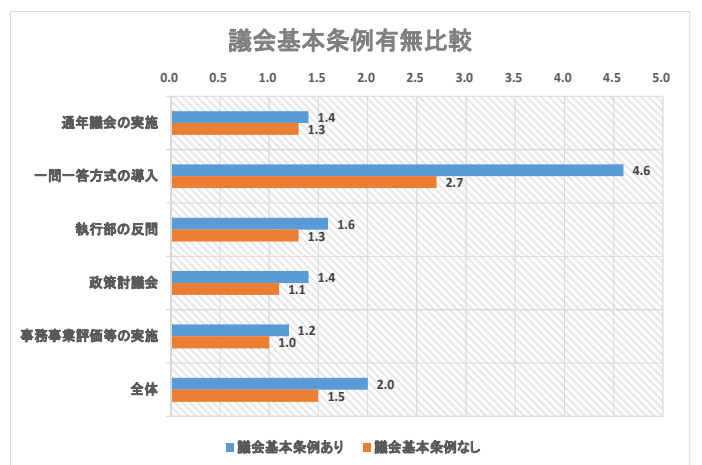
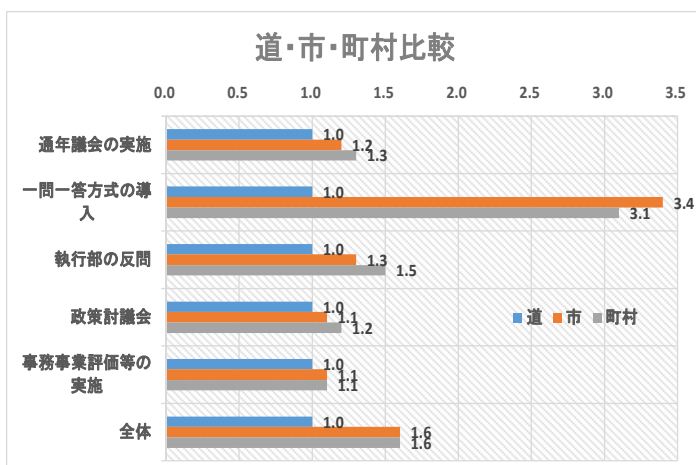
項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	全体
議会基本条例あり	1.0	4.4	2.6	1.3	1.1	2.1
議会基本条例なし	1.0	3.4	1.2	1.0	1.4	1.6



(参考) 北海道の調査結果

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	全体
道	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
市	1.2	3.4	1.3	1.1	1.1	1.6
町村	1.3	3.1	1.5	1.2	1.1	1.6

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等	全体
議会基本条例あり	1.4	4.6	1.6	1.4	1.2	2.0
議会基本条例なし	1.3	2.7	1.3	1.1	1.0	1.5



問12 傍聴者への資料提供

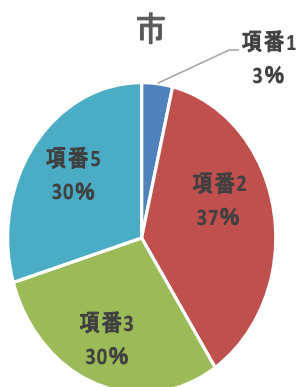
傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H27.4～H28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市	自治体議会名	比率	HPでの提供	町村	自治体議会名	比率	HPでの提供	全体	比率	HPでの提供
1	傍聴者への資料提供は行っていない		1	洲本市	3%		1	福崎町	17%		2	6%	
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している		10		37%	6	2	多可町、新温泉町	33%	0	12	35%	6
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している	1	8		30%	6	2	佐用町、神河町	33%	0	11	32%	7
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		0		0%		1	香美町	17%	0	1	3%	0
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		8	神戸市、明石市 伊丹市、川西市 高砂市、丹波市 朝来市、相生市	30%	2	0		0%	0	8	24%	2
回答数 計		1	27		100%	14	6		100%	0	34	100%	15

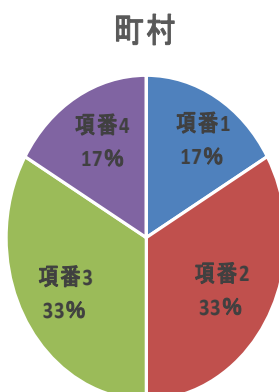
(注)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

【グラフデータ】

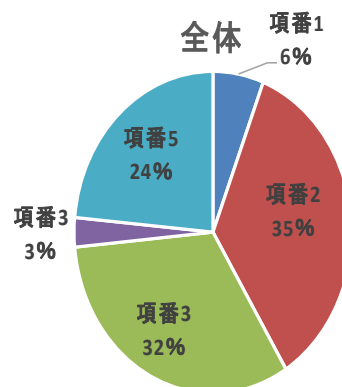
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



【コメント】

傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、2議会(6%)であった。

資料提供の形態については、市・町村議会共に、項番2の「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」が一番多い結果であった。本来は、項番4・5の「議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供」(27%)であるべきである。

傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意味がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。

傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているは、15議会(44%)で行われるとの回答であった。

問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

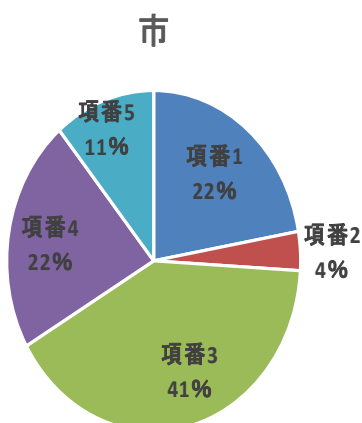
会議のライブ中継を行っていますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市				町村	町 村				全体	比率	
			比率	自治体名	配信あり	比率		自治体名	配信あり	比率	配信あり			
1	行っていない		6	22%	川西市、高砂市 たつの市、洲本市 相生市、養父市		1	17%	多可町		7	21%		
2	検討中		1	4%	加古川市		0	0%			1	3%		
3	本会議のみライブ中継を行っている		11	41%		9	4	66%	福崎町、香美町 佐用町、新温泉町	1	15	44%	10	
4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている (ライブ中継を行っている委員会名[])	1	6	22%	神戸市、西宮市 尼崎市、三田市 丹波市、宍粟市	3	1	17%	神河町	0	8	23%	4	
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継を行っている		3	11%	加西市、淡路市 西脇市	3	0	0%			3	9%	3	
回答数 計		1	27	100%		15	6	100%		1	34	100%	16	

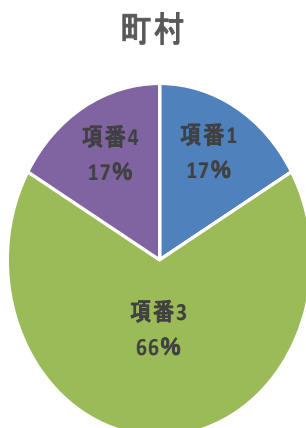
(注)「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの

【グラフデータ】

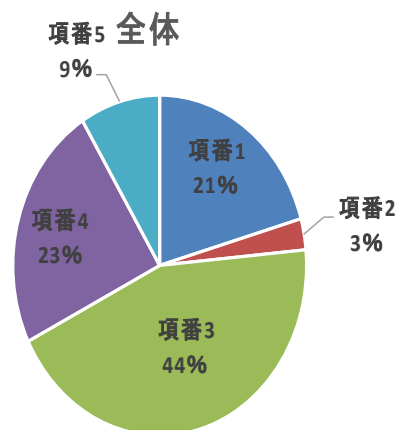
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



【コメント】

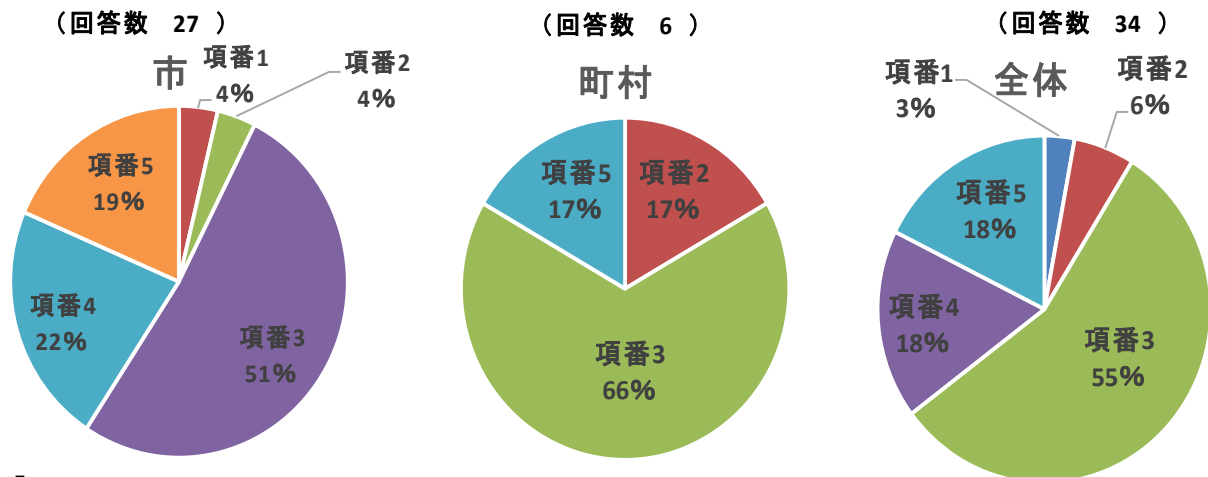
会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている(項番3～5)議会は、26議会(76%)であった。
ただ、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は8議会(24%)あり、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は改善が待たれる。

問14 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	比率
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		1	川西市		4%				0%	1	3%
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		1	高砂市		4%	1	神河町		17%	2	6%
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	14			51%	4	福崎町、香美町 佐用町、新温泉町		66%	19	55%
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる		6	尼崎市、宝塚市 伊丹市、三木市 赤穂市、加西市		22%	0			0%	6	18%
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		5	神戸市、芦屋市 淡路市、宍粟市 養父市		19%	1	多可町		17%	6	18%
回答数 計		1	27			100%	6			100%	34	100%

【グラフデータ】



【コメント】

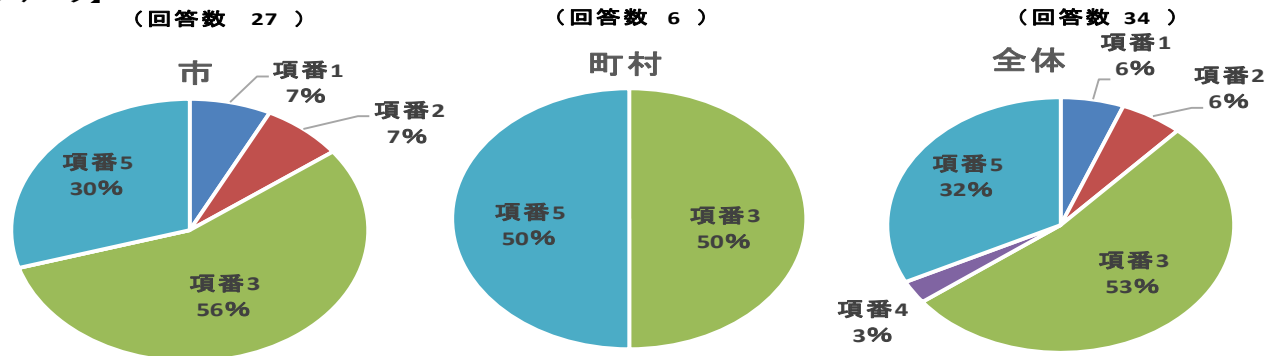
議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は、1議会(3%)であった。
議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(51%)、町村(66%)]

問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内 容	県	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率
				比率			比率			
1	議案に対する賛否は公開していない		2	7%	姫路市、洲本市	0	0%		2	6%
2	検討中		2	7%	加古川市、高砂市	0	0%		2	6%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		15	56%		3	50%	香美町、新温泉町 神河町	18	53%
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している	1	0	0%		0	0%		1	3%
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		8	30%	明石市、宝塚市 伊丹市、加西市 篠山市、西脇市 加東市、相生市	3	50%	多可町、福崎町 佐用町	11	32%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

【グラフデータ】



【コメント】

議案に対する賛否を公開している(項番3～5)議会は、30議会(88%)であった。
 議案に対する賛否を公開していない(項番1～2)議会は、4議会(12%)であった。
 議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)(35%)によるよりも申し合わせ(項番3)(53%)による賛否の公開の比率が高い。

議案に対する賛否の公開状況(項番3～5)

項目		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位	2	9%	0	0%	2	7%
	議員個別	17	74%	6	100%	23	79%
	会派+議員	3	13%	0	0%	3	10%
	未回答	1	4%	0	0%	1	4%
	計	23	100%	6	100%	29	100%
公開媒体	議会広報	7	30%	5	83%	12	41%
	ホームページ	0	0%	0	0%	0	0%
	議会広報+ホームページ	15	65%	1	17%	16	55%
	未回答	1	5%	0	0%	1	4%
	計	23	100%	6	100%	29	100%

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として行なっていますか。

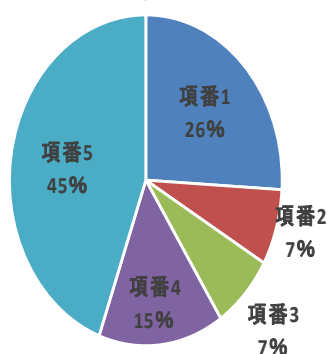
項番	内 容	県	市	自治体名			比率	要綱有	町村	自治体名			比率	要綱有	全体	比率	要綱有
				自治体名	比率	要綱有				自治体名	比率	要綱有					
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		7	姫路市、西宮市 尼崎市、加古川市 赤穂市、宍粟市 相生市	26%				2	香美町、新温泉町	33%				9	26%	
2	検討中		2	伊丹市、川西市	7%				0		0%				2	6%	
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている	1	2	神戸市、小野市	7%	0			0						3	9%	1
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		4	明石市、芦屋市 丹波市、朝来市	15%	2			3	多可町、福崎町 神河町	50%	1			7	21%	3
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		12	宝塚市、三田市 高砂市、たつの市 三木市、加西市 洲本市、淡路市 篠山市、西脇市 加東市、養父市	45%	9			1	佐用町	17%	0			13	38%	9
回答数 計		1	27		100%	11			6		100%	1			34	100%	13

(注)「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無

【グラフデータ】

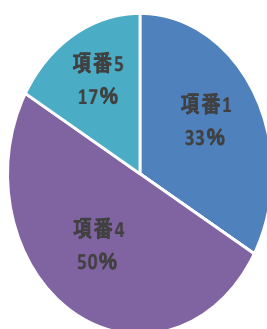
(回答数 27)

市



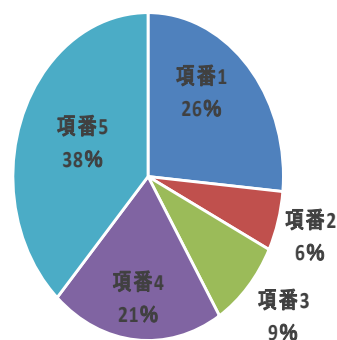
(回答数 6)

町村



(回答数 34)

全体



【コメント】

議会報告会等を行っている議会(項番3～5)は、23議会(68%)である。
 条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会は7議会(21%)、複数回は13議会(38%)と、1回実施が多い。
 議会報告会のパターン(P33)は、②定期意見聴取型が11議会(50%)、①随時意見聴取型が6議会(27%)、その他が5議会(23%)と議会報告会の性格が②定期意見聴取型であることがわかる。
 また、議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っているかについては、22議会中7議会(32%)で議論がされている。
 議会議会報告会実施要綱の規定状況は、項番3～5の23議会中13議会(57%)で議会報告会のルールを定めている。
 議会報告会の課題(P34)としては、議会側の課題として、「参加者の減少と参加者の固定化」「行政要望が多い」、市民側の課題として「市民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「特定の人ばかりが発言を繰り返し、それに議員側が振り回されている」などがあるが、議会報告会等を継続的に試行錯誤しながら行うことで、課題解決がされていくのではないかと。

(1) 議会報告会のパターン

議会報告会のパターン

市町村	市				町村				全体			
項目	議会数	比率	議論有	比率	議会数	比率	議論有	比率	議会数	比率	議論有	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)	5	27%	3	60%	1	25%	0	0%	6	27%	3	50%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)	8	44%	1	13%	3	65%	1	33%	11	50%	2	18%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)	3	17%	1	33%	0	0%	0	0%	3	13%	1	33%
①+②	1	6%	1	100%	0	0%	0	0%	1	5%	1	100%
①+②+③	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
未回答	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	1	5%	0	0%
計	18	100%	6	33%	4	100%	1	25%	22	100%	7	32%

(2) 議会報告会の結果を受けての議論内容

H27.4～28.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議 論 の 内 容
神戸市	未来の神戸のまちづくりについては、引き続き同委員会での議論を行っている。
西脇市	道路問題、コミュニティバス

(3) 議会報告会の課題

議会報告会における現在の課題

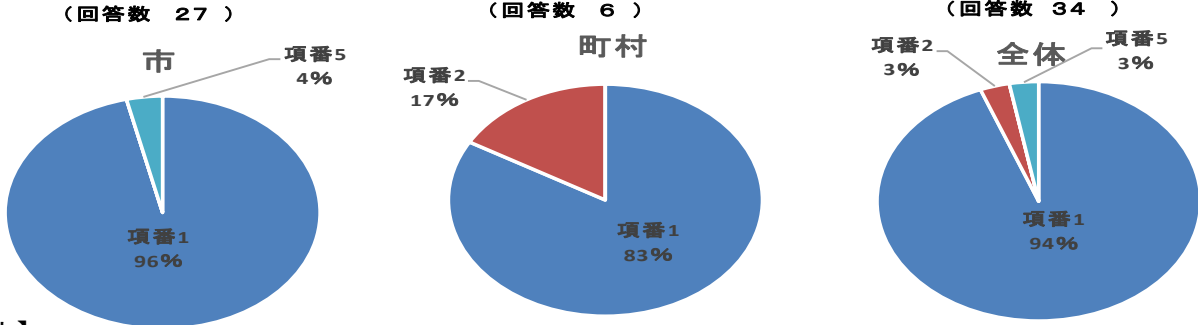
議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
明石市	参加人数が減少している。	特定の者による発言が多くなってしまう。
宝塚市	・参加者の固定化、伸び悩み ・開催結果をホームページや議会広報誌等で公表できていない。	参加者がある程度固定化している
三田市	市民が参加しやすいよう、ニーズを把握し内容を検討する必要がある	
芦屋市	議会報告会の参加者が少ない。	・より多くの市民が参加できるように継続して開催してほしい。 ・周知方法を改善してほしい。
三木市	・参加者が固定化される傾向にある。 ・議員に対する個人攻撃が多い。 ・単なる陳情合戦に陥りやすい。	・特定の人ばかりが発言を繰り返し、それに議員側が振り回されている。 ・意見交換の時間が少ない。 ・議員からの説明は資料を読むだけなので、資料に書いていないことを説明してほしい。
加西市	審議内容への関心が薄い	質問に対して明確な答えが返ってこない
洲本市	年2回開催し、各委員会からの報告を5分としているが、例えば、2日半の時間をかけて審査した内容を5分で報告するには、時間が短い。	行政が行う懇談会と同様に考え、要望を伺う会になるときがある。
篠山市	議会の対応を回答するため、その場で回答できず、持ち帰る(聞き置く)ことが多くなる。(首長が行う行政懇談会と比較して、回答が不明確との声が市民から出ている)	参加者が固定されている。
西脇市	意見交換時、ワークショップ形式を取り入れているが、ファシリテータとして役割等、住民の意見すい上げ方、運営法等	
宍粟市	要望事項に対しては、実施等の回答に苦慮するところがある。	
養父市	・参加者が少ない。 ・意見交換ではなく、要望会になりやすい。	・特定の市民が長時間にわたって何度も意見を述べることもあり、他の参加者が発言できないことがある。 ・参加者が少ない会場では、積極的に発言しづらい。
多可町	・住民の参加人数が少ない。 ・意見交換の際、批判など偏った意見内容になる。	町への要望と議会への要望との違い
神河町	・幅広い参加を促すため開催場所、時間等を再検討する必要がある。 ・質問に対しての回答の仕方を、議員間で統一を図る必要がある。	中心部でのみ開催すると、会場から遠い町民は参加しにくい。

問17 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内 容	県	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	26		96%	5		83%	32	94%
2	検討中		0		0%	1	佐用町	17%	1	3%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	0		0%	0	0%
4					0%			0%	0	0%
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		1	養父市	4%	0		0%	1	3%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】



【コメント】

議会モニター制度を行っている議会（項番3・5）は1議会（3%）と、行っていない議会は33議会（97%）であった。
 議会モニター制度の意義は、議会活動が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程へ住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。制度の普及が待たれる。

養父市議会基本条例
 （市民参加及び市民との協働）第6条 6 議会は、議会運営及び活動に対する提言等を求めるため、市民から選ばれた議会モニターを設置し、議会運営に反映するよう努めます。

浦幌町議会基本条例（北海道）
 （議会モニターの設置）第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。
 2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱
 （職務）第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。
 （1）会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
 （2）「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
 （3）議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
 （4）町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
 （5）浦幌町議会モニター会議（以下「議会モニター会議」という。）に出席すること。
 （6）その他議長が必要と認めたこと。

（1）議会モニター制度概要

議会名	モニター			
	任期	人数	公募	報酬
養父市	1年	20人	有	無

（2）議会モニターの主な役割

	議会名	養父市
①	会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）	○
②	議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出	○
③	議会議員との意見交換（年何回： 回）	○ （年1回）
④	その他	

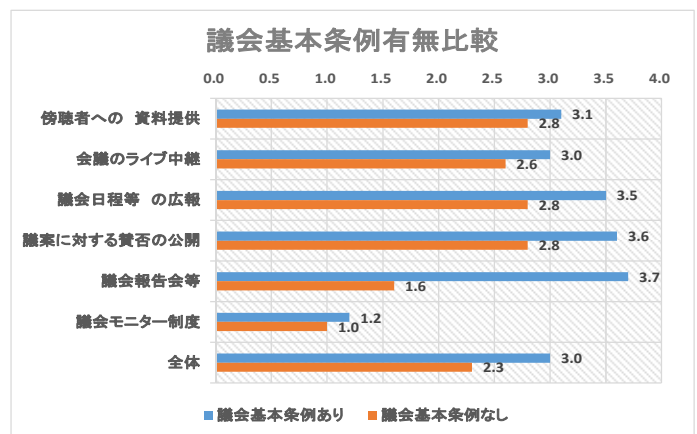
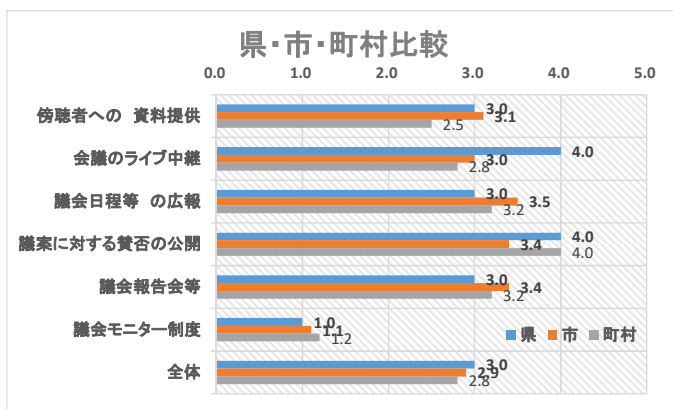
VI. 住民説明(まとめ)

県市町村の住民参加の比較

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
県	3.0	4.0	3.0	4.0	3.0	1.0	3.0
市	3.1	3.0	3.5	3.4	3.4	1.1	2.9
町村	2.5	2.8	3.2	4.0	3.2	1.2	2.8

議会基本条例の有無に見る住民参加の比較

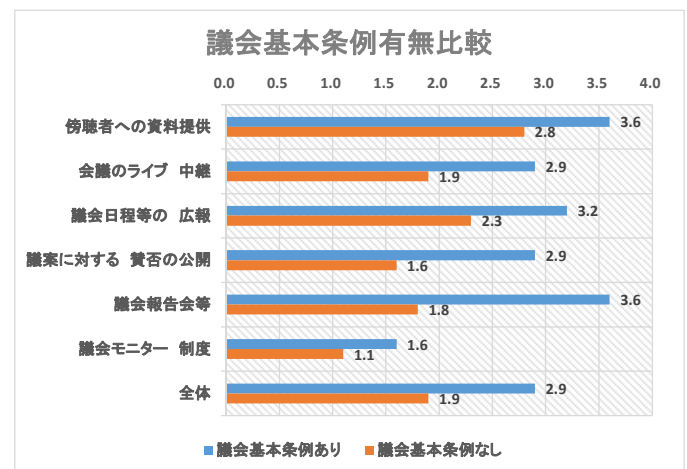
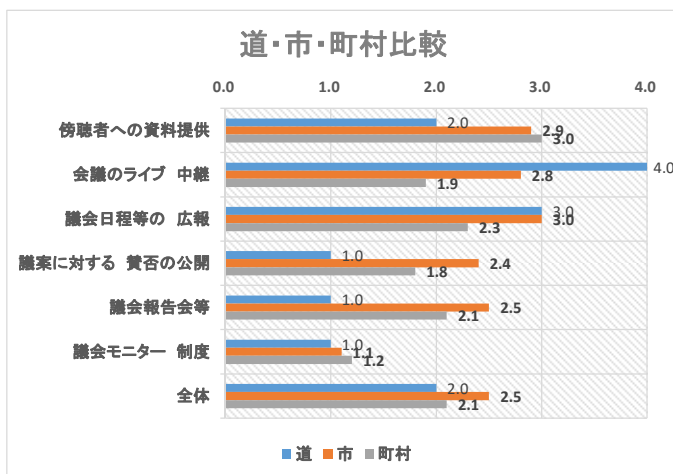
項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
議会基本条例あり	3.1	3.0	3.5	3.6	3.7	1.2	3.0
議会基本条例なし	2.8	2.6	2.8	2.8	1.6	1.0	2.3



(参考) 北海道の調査結果

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
道	2.0	4.0	3.0	1.0	1.0	1.0	2.0
市	2.9	2.8	3.0	2.4	2.5	1.1	2.5
町村	3.0	1.9	2.3	1.8	2.1	1.2	2.1

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
議会基本条例あり	3.6	2.9	3.2	2.9	3.6	1.6	2.9
議会基本条例なし	2.8	1.9	2.3	1.6	1.8	1.1	1.9



VII. その他

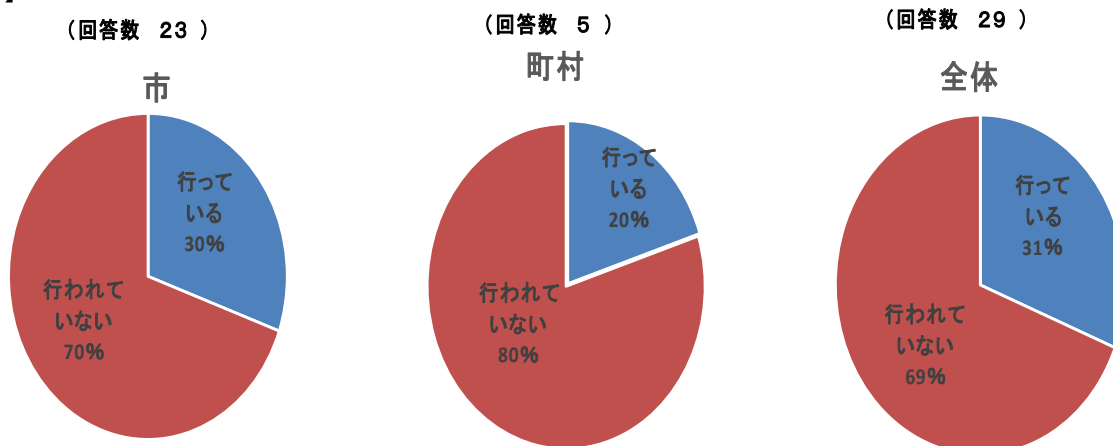
問18 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

H27.4～28.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	県	市	比率	条例改正 正実施	議会名	条例改正 未実施	町村	比率	条例改正 正実施	議会名	条例改正 未実施	全体	比率
1	行っている	1	7	30%	6	神戸市、宝塚市 三田市、たつの 市 加西市、 西脇市 養父市	1	1	20%	1	佐用町	0	9	31%
2	行っていない		16	70%				4	80%				20	69%
回答数 計		1	23	100%	6		1	5	100%	1		0	29	100%

(注) アンダーバーの議会は条例改正実施議会

【グラフデータ】



【コメント】

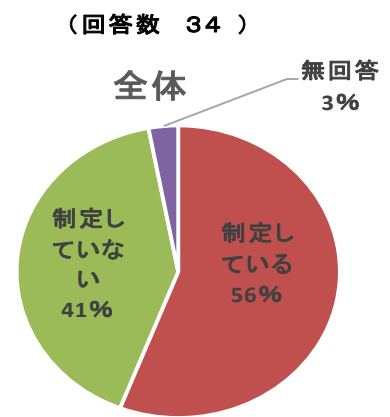
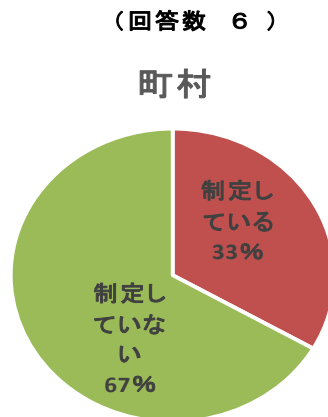
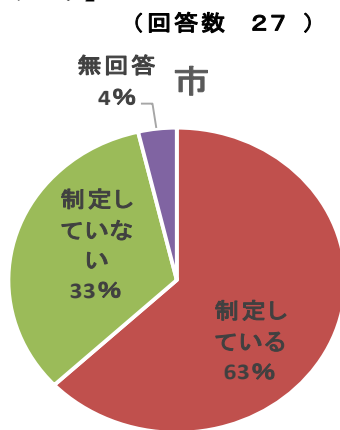
議会基本条例の見直しを行ったのは、29議会中9議会(31%)であった。さらに、条例の改正を行ったのは、7議会(24%)であった。

問19 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	県	市			町村			全体	比率
				自治体名	比率		自治体名	比率		
1	制定している		17	姫路市、尼崎市 明石市、加古川市 宝塚市 三田市、芦屋市 高砂市、三木市 丹波市、赤穂市 小野市、加西市 洲本市、淡路市 宍粟市、朝来市	63%	2	福崎町、佐用町	33%	19	56%
2	制定していない	1	9		33%	4		67%	14	41%
3	無回答		1		4%	0			1	3%
回答数 計		1	27		100%	6		100%	34	100%

【グラフデータ】



【コメント】

政治倫理条例を制定しているのは、19議会(56%)であった。

問20 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	県	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	追加している	1	20	74%		6	100%		27	79%
	内訳									
	基本構想のみ		3	11%	たつの市、西脇市、相生市	1	17%	新温泉町	4	21%
	基本構想・基本計画	1	17	63%		5	83%	多可町、福崎町、香美町、佐用町、神河町	23	68%
	基本構想・基本計画・実施計画		0	0%		0	0%		0	0%
	無記入		0	0%		0	0%		0	0%
2	追加していない		6	22%		0	0%		6	18%
3	無回答		1	4%		0	0%		1	3%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	県	市	比率	議会名	町村	比率	議会名	全体	比率
1	追加している	1	20	74%		6	100%		27	79%
	内訳 昨年度追加あり		4	15%	たつの市、加西市、加東市、養父市	2	33%	福崎町、佐用町	6	18%
2	追加していない		6	22%		0	0%		6	18%
3	無記入		1	6%		0	0%		1	3%
回答数 計		1	27	100%		6	100%		34	100%

〔追加した議決事件(H27年度)〕

たつの市	定住自立圏形成協定の締結等
加西市	都市計画マスタープラン、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画、定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告、前号に掲げるもののほか、国の通知において議会の議決が必要とされた事項
加東市	定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること
養父市	①まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づき策定される、総合戦略の基本目標の策定、変更又は廃止に関すること。 ②教育大綱の策定、変更又は廃止に関すること。
福崎町	福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略
佐用町	定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定

【コメント】

議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、27議会(79%)であった。6市で総合計画を議決事項としていない、今後、追加が待たれる。

内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは4議会(21%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは23議会(68%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは0議会(0%)となっており、人口規模が大きな6議会(人口規模10万人以上の3議会、5万人以下～2万人以上の3議会)では総合計画の策定について未定となっている。

総合計画以外の議決事件を追加しているのは、27議会(79%)である。このうち、27年度に新たに議決事件の追加を行ったのは、6議会(18%)であった。

問21 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

(1)議会だよりの発行頻度

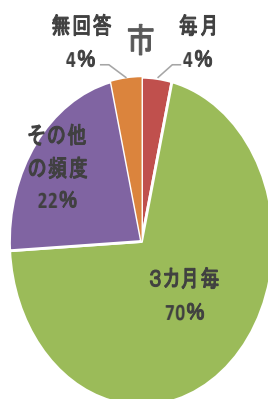
(2)議会だよりに向けた住民アンケートの実施状況(H27.4～28.3の間)

(3)議会だよりの発行の為に広聴広報委員会の設置の有無(H27.4～28.3の間)

項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率
1	毎月		1	4%	0	三田市	1		0%				1	3%
2	3カ月毎(基本+随時)		19	70%	2		17	6	100%	1			6	74%
3	その他の頻度	1	6	22%	0	神戸市(年4回本会議開催毎) 尼崎市(定例会及び臨時会開催毎) 加古川市(本会議開催ごと、年5回) 伊丹市(定例会毎) 高砂市(年5回) 赤穂市(年4回)	3		0%	0			7	20%
4	発行していない		0	0%	0		0		0%	0			0	0%
5	無回答		1	4%				0	0%				1	3%
回答数 計		1	27	100%	2		21	6	100%	1			6	100%

【グラフデータ】

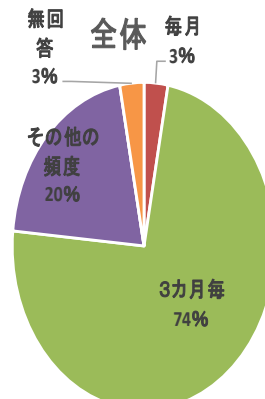
(回答数 27)



(回答数 6)



(回答数 34)



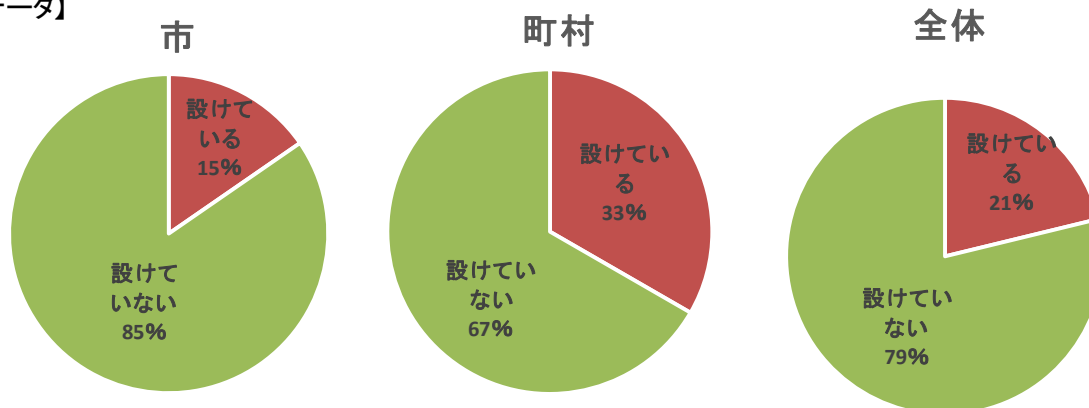
【コメント】

議会だよりの「発行をしていない」は、0議会であった。1番多い頻度は、3カ月毎(74%)であった。

問22 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)

項番	内 容	県	市			町村			全体	比率
				比率	自治体名		比率	自治体名		
1	設けられている	1	4	15%	高砂市、たつの市 丹波市、宍粟市	2	33%	香美町、佐用町	7	21%
2	設けられていない		22	85%		4	67%		26	79%
回答数 計		1	26	100%		6	100%		33	100%

【グラフデータ】



議会名	意見交換の場
兵庫県	関西広域連合連携協議会、地方議会協議会
高砂市	二市二町議会議長会等
たつの市	播但市議会議長会[8市]
宍粟市	兵庫県・鳥取県・岡山県五市町村県境圏域議員連盟
香美町	美方郡町議会連絡協議会
佐用町	西播磨3町議会合同議員研修会
	兵庫県・岡山県・鳥取県五市町村県境圏域議員連盟

【コメント】

公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問いとした。県内では7議会(21%)で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。

(注)問23・24は省略

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

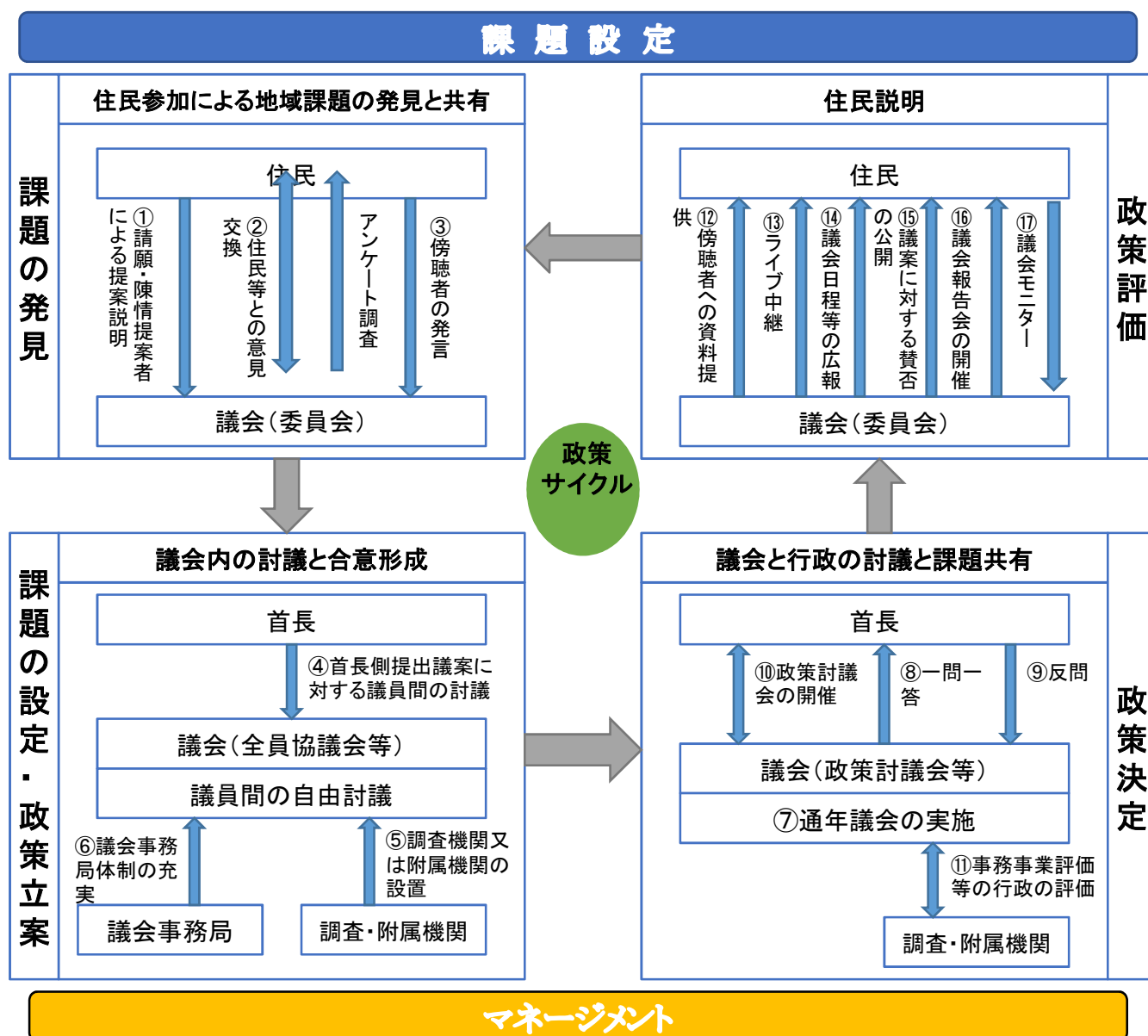
議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄
兵庫県	議会においても、県内の広域的な課題に対処するため、「県議会、市議会、町議会の連携の促進」に努めていく必要があると考えている。
尼崎市	政務活動費に係る領収書等の公開
明石市	・議会報告会のあり方について ・議員間討議の方法について
宝塚市	タブレット導入による資料のペーパーレス化など
伊丹市	基本条例の検証 倫理条例の制定
三木市	議員間討議の活性化
西脇市	議会改革の ツールを使いこなせるよう、委員会の質疑や質問の意義の確認、委員間同士の協議の促進等、議会本来の機能強化を図る必要がある。
朝来市	人事異動の周期が短く、経験のある職員が少ない。
香美町	広報(ホームページ)の充実
神河町	議会基本条例について、内容の再確認及び見直しについての検討

問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

議会名	参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会
兵庫県	課題となっている内容により、国会もしくは先進都道府県議会を参考としている。
神戸市	他の政令指定都市
伊丹市	議会改革ランキングで上位に挙げられている市
三木市	近隣市議会(主として東播・淡路市議会議長会管内の市議会)
西脇市	可児市
朝来市	近隣市で情報交換は行っているが、特に挙げる自治体はない

VIII. アンケート調査の構成と評価

(1) 仮説設定



コメント:2016年アンケート調査は、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのように関わったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 兵庫県内の全体評価（市議会と町村議会との比較）

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（集約者）

○ は導入が進んでいる項目 ○ は制度がない

議会

2. 議会内の討議と合意形成（提案者）

④議員間の 自由討議	
全体	2.1
市	2.3
町村	1.2

⑤調査機関又は 附属機関の設置	
全体	1.0
市	1.0
町村	1.0

⑥議会事務局 体制の充実	
全体	1.5
市	1.5
町村	1.0

平均	
全体	1.6
市	1.6
町村	1.1

①陳情請願者説明	
全体	2.7
市	3.0
町村	2.0

②住民との意見交換	
全体	2.6
市	2.4
町村	2.8

③傍聴者の発言	
全体	1.0
市	1.0
町村	1.0

平均	
全体	2.1
市	2.1
町村	1.9

住民

4. 住民説明（説明者）

⑦傍聴者への 資料提供	
全体	3.0
市	3.1
町村	2.5

⑧議会中継	
全体	3.0
市	3.0
町村	2.8

⑨議会日程の広報	
全体	3.4
市	3.5
町村	3.2

⑩賛否の公開	
全体	3.5
市	3.4
町村	4.0

⑪議会報告会 の開催	
全体	3.4
市	3.4
町村	3.2

⑫議会モニター	
全体	1.1
市	1.1
町村	1.2

平均	
全体	2.9
市	2.9
町村	2.8

3 議会と行政の討議と課題共有 （決定者・監視者）

⑬通年議会の実施	
全体	1.0
市	1.0
町村	1.0

⑭一問一答導入	
全体	4.2
市	4.2
町村	4.3

⑮反問	
全体	2.4
市	2.6
町村	1.7

⑯政策討議会	
全体	1.4
市	1.3
町村	1.0

⑰事務事業評価	
全体	1.1
市	1.2
町村	1.0

平均	
全体	2.0
市	2.1
町村	1.8

全体平均	
全体	2.1
市	2.2
町村	1.9

凡例

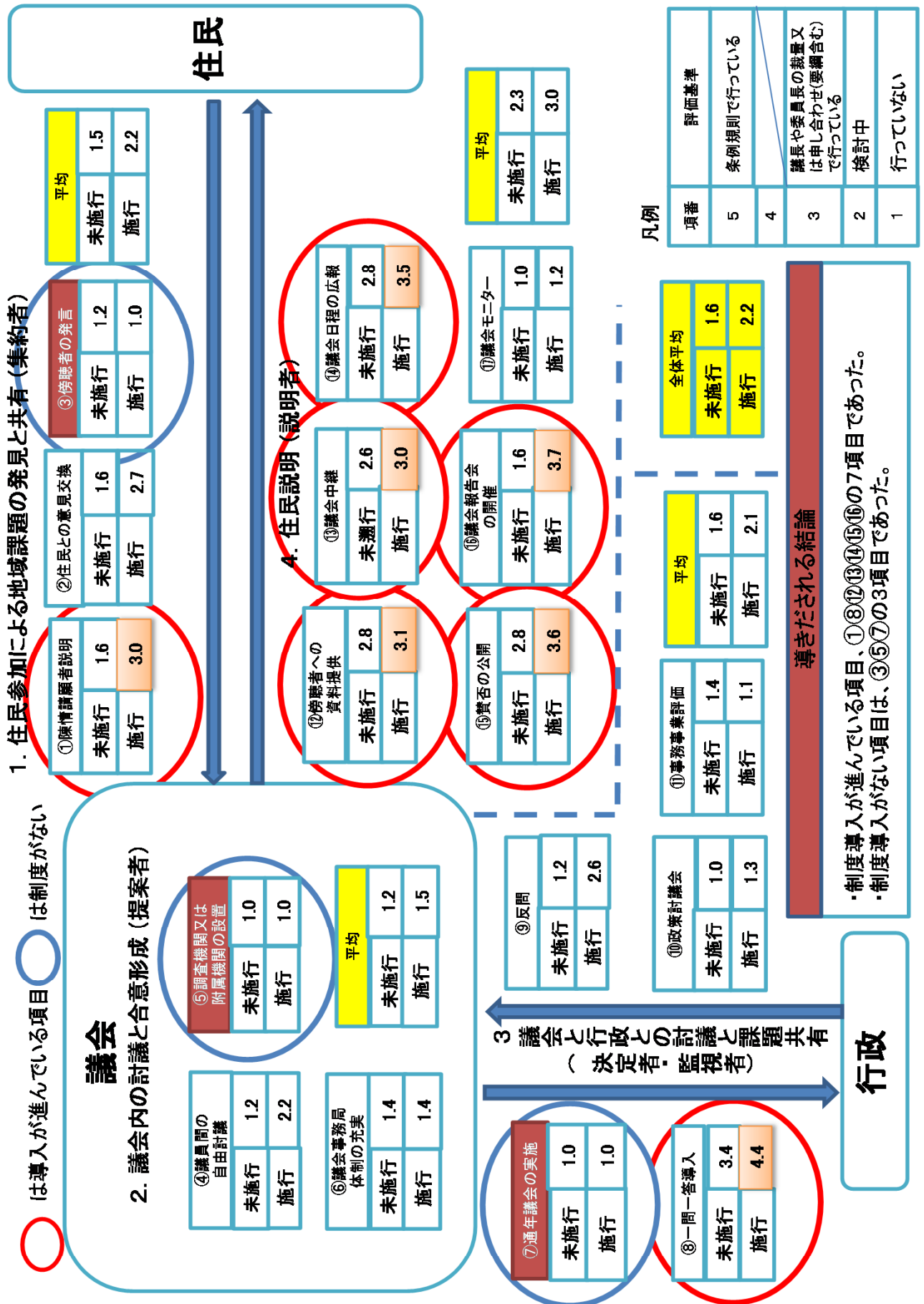
項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

導きだされる結論

- ・制度導入が進んでいる項目、⑧⑫⑬⑭⑮⑯の6項目であった。
- ・制度導入がない項目は、③⑤⑦の3項目であった。

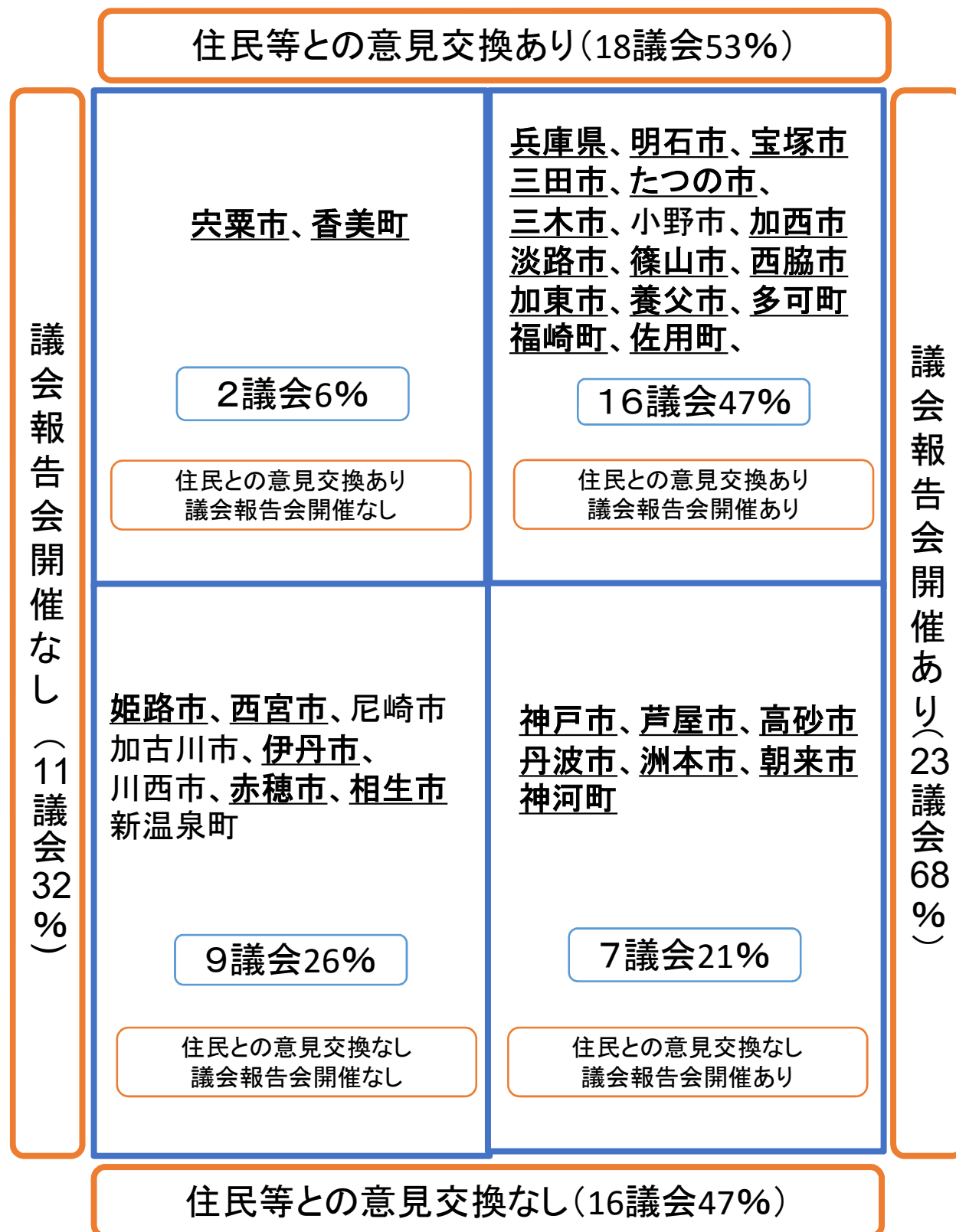
行政

(3) 兵庫県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の比較



(4) 住民と対話する議会

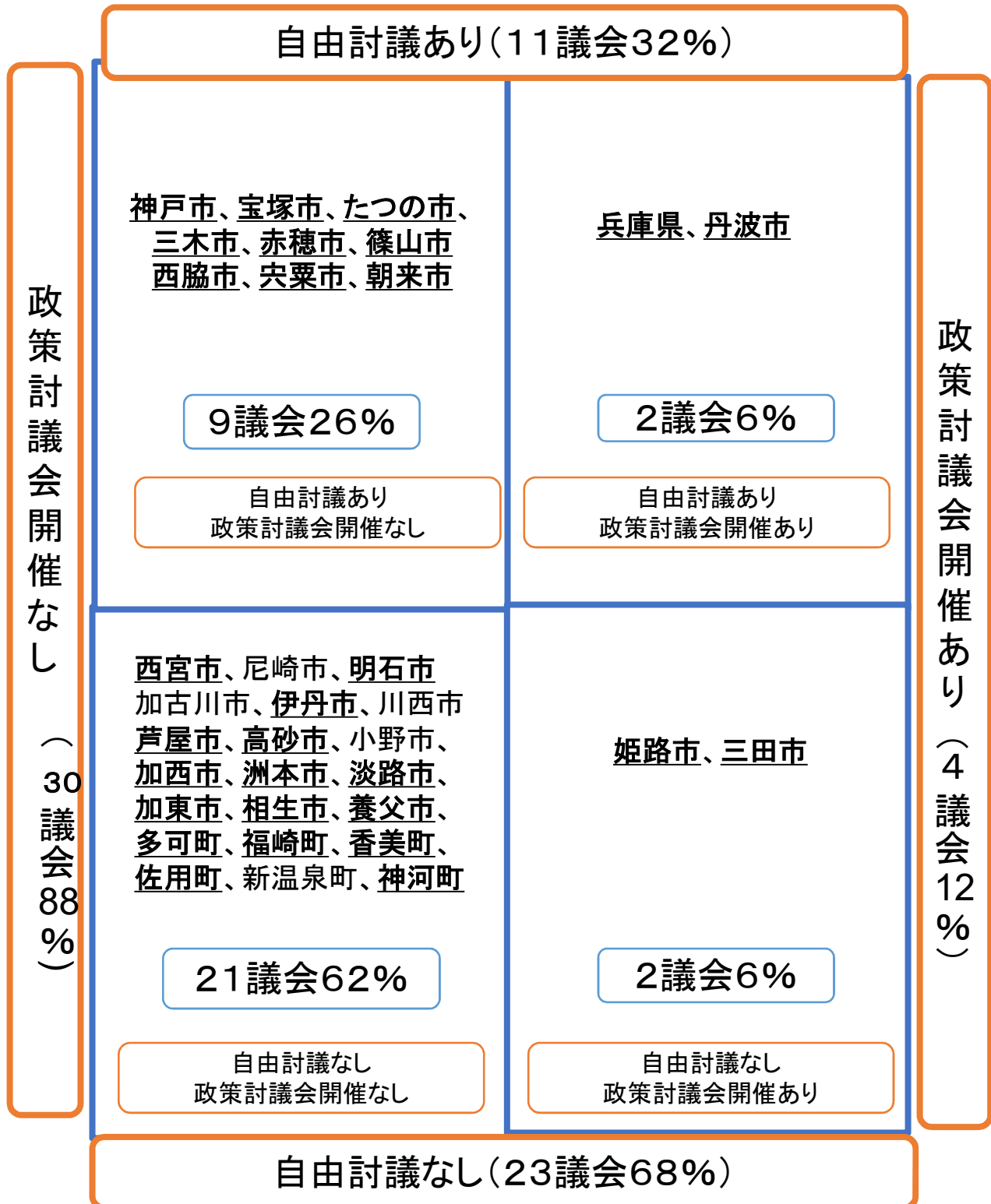
問3住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

(5) 討議する議会

問5自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

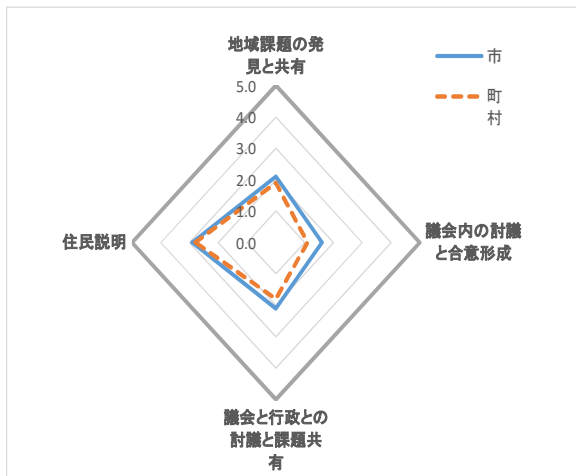


(注) アンダーラインは議会基本条例制定議会

(6)2016市と町村議会の4指標による比較

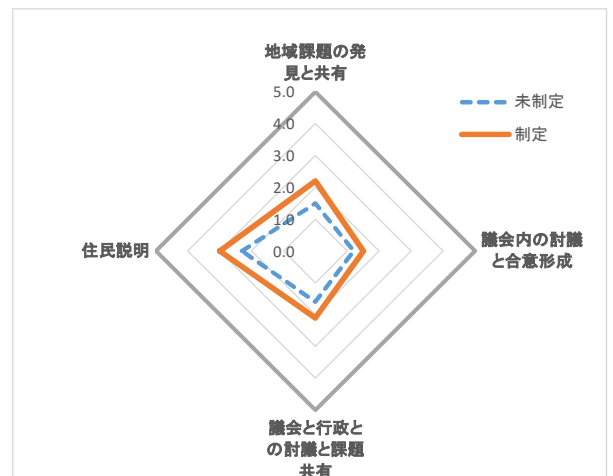
市と町村議会の比較

	地域課題の 発見と共有	議会内の討 議と合意形 成	議会と行政 との討議と 課題共有	住民説明
市	2.1	1.6	2.1	2.9
町村	1.9	1.1	1.8	2.8



議会基本条例有無議会比較

	地域課題の発見 と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政との討 議と課題共有	住民説明
未制定	1.5	1.2	1.6	2.3
制定	2.2	1.5	2.1	3.0



コメント：市と町村議会の比較では、市は「議会内の討議と合意形成」が、町村は、「地域課題の発見と共有」、「議会内の討議と合意形成」、「議会と行政との討議と課題共有」が行われていない。
議会基本条例有無議会比較では、制定議会は市議会、未制定は町村議会の特徴を示している。

(7)議会基本条例制定議会の比較

NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	議会と行政との 討議と課題共有	住民説明	2016平均
1	篠山市	3.7	2.3	2.6	3.2	2.9
2	西脇市	3.3	2.3	2.0	3.7	2.8
3	宝塚市	2.7	2.3	2.6	3.5	2.8
4	丹波市	1.7	2.3	3.4	3.3	2.7
5	神戸市	1.7	3.7	1.8	3.5	2.7
6	三木市	3.3	1.7	2.6	3.0	2.7
7	加西市	3.3	1.0	2.6	3.7	2.7
8	多可町	3.3	1.0	2.6	3.0	2.5
9	養父市	3.0	1.0	2.2	3.5	2.4
10	明石市	3.3	1.0	1.8	3.5	2.4
11	加東市	3.3	1.0	1.8	3.3	2.4
12	たつの市	2.3	2.7	1.8	2.5	2.3
13	淡路市	2.3	1.0	1.8	3.7	2.2
14	宍粟市	2.0	1.7	2.2	2.8	2.2
15	西宮市	1.7	1.7	2.6	2.5	2.1
16	福崎町	2.7	1.0	1.8	2.8	2.1
17	佐用町	1.7	1.3	1.8	3.5	2.1
18	三田市	2.3	1.0	1.8	3.0	2.0
19	芦屋市	1.7	1.0	2.2	3.2	2.0
20	朝来市	1.0	2.0	1.8	3.2	2.0
21	高砂市	1.7	2.0	1.4	2.7	1.9
22	洲本市	2.3	1.0	2.2	2.0	1.9
23	姫路市	1.7	1.7	2.2	1.8	1.8
24	伊丹市	1.0	1.0	1.8	3.3	1.8
25	赤穂市	1.3	1.7	1.8	2.3	1.8
26	神河町	1.0	1.0	1.8	2.8	1.7
27	香美町	1.7	1.0	1.4	2.5	1.6
28	相生市	1.0	1.0	1.8	2.7	1.6
2016平均		2.2	1.5	2.1	3.0	2.2

(8) 全体評価のコメント

1. 兵庫県内自治体議会の活性化(改革)は進展しているか (P44～P45参照)

1-1 (2)の兵庫県内自治体議会の全体評価では、設問における制度導入がない項目は、③傍聴者の発言、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑦通年議会の実施の3項目であったこと、制度導入が進んでいる項目は、⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催の6項目であったこと、それ以外の8項目は制度導入が進んでいない状態であった。したがって、兵庫県の自治体議会の活性化の進展状況は全体評価が2.1であることも含め、進展中と見える。

市議会が町村議会より評価が高かった主な項目は、①請願陳情者説明、④議員間の自由討議、⑨反問であった。一方、町村議会の方が評価が高かった主な項目は、②住民との意見交換、⑮賛否の公開であった。

兵庫県内自治体議会の活性化の特徴としては、集約者と説明者の機能は行われているが、提案者と決定者・監視者としての機能は行われていない。具体的には、⑤⑥の議会事務局機能と事務局機能を補完する機能や⑩⑪の議会の意思を行政との討議により実現する機能と議決責任を検証する機能、⑰議会運営が情報発信や住民参加により行われているか住民による評価の機能が、今後の充実が待たれる。

1-2 (3)議会基本条例施行議会と未施行議会の比較では、議会基本条例施行議会での設問における制度導入がない項目は、全体評価と同様の3項目(③⑤⑦)であった。評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が高い結果であった。評価が3(行っている)の項目は17項目中7項目(①⑧⑫⑬⑭⑮⑯)で、評価が3以下(行っていない)の項目は17項目中6項目(②④⑥⑨⑩⑪)であった。

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、全体評価と同様に、集約者と説明者の機能は行われているが、提案者や決定者・監視者としての機能は行われていない。

今後、議会基本条例の制定、見直し時には、これらの制度の導入・拡大することが期待される。

2. 住民と対話する議会(「住民との意見交換」と「議会報告会開催」)のクロス分析 (P46参照)

2-1 (4)住民と対話する議会は、問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。

2-2 「住民との意見交換」と「議会報告会開催」共に「行っている」は、16議会(47%)、逆に、共に「行っていない」は9議会(26%)であった。一方、「住民との意見交換は「行っている」が「議会報告会開催」は「行っていない」は2議会(6%)、逆に、「議会報告会開催」は「行っている」が「住民との意見交換」は「行っていない」は7議会(21%)であった。このことは、まちの課題を発見するテーマを定めて意見交換する「住民との意見交換」より、住民説明としての議会が重点審議した結果説明の「議会報告会開催」の方が多く行われていることがわかる。

2-3 「住民との意見交換なし」が16議会(47%)、「議会報告会開催なし」が11議会(32%)であった。その中には、議会基本条例を施行している議会も多く入っており、条例どおり運用されていないのではないかと。

3. 討議する議会(「自由討議」と「政策討議会開催」)のクロス分析 (P47参照))

3-1 (5) 討議する議会は、問4「自由討議」と問16「政策討議会(全員協議会等)開催」が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題を討議しているか明らかにした。

3-2 「自由討議」と「政策討議会開催」共に「行っている」は、2議会(6%)、逆に、共に「行っていない」は21議会(62%)であった。一方、「自由討議は「行っている」が「政策討議会開催」は「行っていない」は9議会(26%)、逆に、「政策討議会開催」は「行っている」が「自由討議」は「行っていない」は2議会(6%)であった。このことは、議会と行政との政策課題の討議と課題共有である「政策討議会開催」より、議会内での議員間の政策課題に関する「自由討議」の方が行われていることがわかる。

3-3 「自由討議なし」は23議会(68%)、「政策討議会開催なし」は30議会(88%)と、討議ない議会が7～9割もあることに驚きと改善すべき課題であることを指摘したい。その中には、多くの議会基本条例施行議会も多く入っており、条例通り運用されていないのではないか。

4. 2016年調査の詳細

(1) 請願陳情者の説明

①「行っている」に着目(表2参照)

a 「行っている」と回答の20議会のうち、評価3(申し合わせ)が11議会(55%)、評価5(条例等)が9議会(45%)と、評価3(申し合わせ)が評価5(条例等)より多い。請願陳情者の説明は条例等がなくても行えることを示している。

b 「行っている」20議会のうち、議会基本条例有が19議会(95%)、同条例無が1議会(5%)と、請願陳情者の説明を行うためには議会基本条例が必要であることを示している。

c 回答の34議会中「行っている」20議会の比率は59%と、6割弱の議会で請願陳情者の説明が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 議会基本条例有で、「行っている」19議会のうち、評価3(申し合わせ)が10議会(53%)、評価5(条例等)が9議会(47%)と、「行っている」根拠として「申し合わせ」と「条例等」がほぼ半々であった。申し合わせが多いことは、条例で縛られないという現れではないか。

b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3・5)が19議会(66%)、「行っていない」(評価1・2)が10議会(34%)と、同条例が有る議会の2/3の議会で請願陳情者の説明を行っている。

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

請願陳情者の説明を行っていると回答した20議会では、人口規模が5万人以上の議会の方(55%)が、請願陳情者の説明を行っている議会が多い。

表1. 請願陳情者の説明の評価

年度	2016
全体評価	2.7
議会基本条例有	2.9

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	3	1	1	0	5	5%
議会基本条例有	10	0	10	9	29	95%
計	13	1	11	9	34	100%
実施比率	41%		59%			

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3・5(有)	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	3	7	10	70%	55%
5万人以上	1	4	5	80%	
2万人以上	5	8	13	62%	45%
1万人以上	4	1	5	20%	
5千人以上					
5千人以下					
計	13	20	33		100%

(注)兵庫県議会含まず。

(2) 住民等との意見交換

①「行っている」に着目(表2参照)

a 「行っている」と回答の18議会のうち、評価3(申し合わせ)が5議会(28%)、評価4・5(条例等)が13議会(72%)と、評価4・5(条例等)が評価3(申し合わせ)より多い。住民等との意見交換は条例等で規定されていることで行っていることを示している。

b 「行っている」18議会のうち、議会基本条例有が17議会(94%)、同条例無が1議会(6%)と、議会基本条例で規定されていることを根拠に住民等との意見交換が行われている。

c 回答の34議会中「行っている」18議会の比率は53%と、約5割の議会で住民等との意見交換が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 議会基本条例有で、「行っている」17議会のうち、評価3(申し合わせ)が4議会(24%)、評価4・5(条例等)が13議会(76%)と、「行っている」根拠として条例等としている議会が多い。

b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3～5)が17議会(59%)、「行っていない」(評価1・2)が12議会(41%)と、同条例がある議会では住民等との意見交換を行っている議会が6割程度である。

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

住民等との意見交換を行っていると回答した17議会では、人口規模が5万人以下の議会の方(71%)が、住民等との意見交換を行っている議会が多い。

表1. 住民等との意見交換の評価

年度	2016
全体評価	2.6
議会基本条例有	2.8

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	3	1	1	0	0	5	6%
議会基本条例有	11	1	4	10	3	29	94%
計	14	2	5	10	3	34	100%
実施比率	47%		53%				

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3～5(有)	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	7	3	10	30%	29%
5万人以上	3	2	5	40%	
2万人以上	4	9	13	69%	71%
1万人以上	2	3	5	60%	
5千人以上					
5千人以下					
計	16	17	33	52%	100%

(注)兵庫県議会含まず。

(3) 議員間の自由討議

①「行っている」に着目(表2参照)

a 「行っている」と回答の11議会のうち、評価3(申し合わせ)が4議会(36%)、評価5(条例等)が7議会(64%)と、評価5(条例等)が評価3(申し合わせ)より多い。**議員間の自由討議は条例等で規定されていることで行っている議会が多い。**

b 「行っている」11議会のうち、議会基本条例有が11議会(100%)、同条例無が0議会(0%)と、**議会基本条例で規定されていることで議員間の自由討議が行われていることを示している。**

c 回答の34議会中「行っている」11議会の比率は32%と、**約3割の議会**で議員間の自由討議が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 議会基本条例有で、「行っている」11議会のうち、評価3(申し合わせ)が4議会(36%)、評価5(条例等)が7議会(62%)と、**同条例で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3・5)が11議会(38%)、「行っていない」(評価1・2)が18議会(62%)と、**同条例があっても議員間の自由討議が「行われていない」議会が多い。**

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

議員間の自由討議を行っていると回答した10議会では、人口規模が5万人以上の議会(50%)と、5万人以下の議会(50%)とでは議員間の自由討議を行っている議会が半々であった。

(4) 一問一答方式の導入

①「行っている」に着目(表2参照)

a 「行っている」と回答の33議会のうち、評価3(申し合わせ)が12議会(36%)、評価5(条例等)が21議会(64%)と、**評価5(条例等)が評価3(申し合わせ)より多い。一問一答方式の導入は条例等に基づいて行っている議会が多い。**

b 「行っている」33議会のうち、議会基本条例有が29議会(88%)、同条例無が4議会(12%)と、**議会基本条例があることで一問一答方式が行われていることを示している。**

c 回答の34議会中「行っている」33議会の比率は97%と、**ほぼ10割の議会**で一問一答方式が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 議会基本条例有で、「行っている」29議会のうち、評価3(申し合わせ)が10議会(34%)、評価5(条例等)が19議会(66%)と、**条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3・5)が29議会(100%)、「行っていない」(評価1・2)が0議会(0%)と、**同条例で規定することで一問一答方式を「行っている」議会が100%である。**

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

一問一答方式を行っていると回答した33議会では、**人口規模が5万人以下の議会の方(53%)が、一問一答方式を行っている議会が多い。**

表1. 自由討議の評価

年度	2016
全体評価	2.1
議会基本条例有	2.3

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	4	1	0	0	5	0%
議会基本条例有	16	2	4	7	29	100%
計	20	3	4	7	34	100%
実施比率	68%		32%			

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3・5(有)	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	8	2	10	20%	50%
5万人以上	2	3	5	60%	
2万人以上	8	5	13	38%	50%
1万人以上	5	0	5	0%	
5千人以上					
5千人以下					
計	23	10	33	30%	100%

(注)兵庫県議会含まず。

表1. 一問一答方式の評価

年度	2016
全体評価	4.2
議会基本条例有	4.3

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	1	0	2	2	5	12%
議会基本条例有	0	0	10	19	29	88%
計	1	0	12	21	34	100%
実施比率	3%		97%			

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3・5(有)	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	0	10	10	100%	47%
5万人以上	0	5	5	100%	
2万人以上	1	12	13	92%	53%
1万人以上	0	5	5	100%	
5千人以上					
5千人以下					
計	1	32	33	97%	100%

(注)兵庫県議会含まず。

(5) 反問

①「行っている」に着目(表2参照)

- a 「行っている」と回答の12議会のうち、評価3(申し合わせ)が1議会(8%)、評価5(条例等)が11議会(92%)と、**評価5(条例等)が評価3(申し合わせ)より多い。反問は条例等に基づいて行っている議会が多いことを示している。**
- b 「行っている」12議会のうち、**議会基本条例有が12議会(100%)、同条例無が0議会(0%)と、議会基本条例等有することで反問が行われていることを示している。**
- c 回答の34議会中「行っている」12議会の比率は35%と、**4割弱の議会**で反問が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

- a 議会基本条例有で、「行っている」12議会のうち、評価3(申し合わせ)が1議会(8%)、**評価5(条例等)が11議会(92%)と、「行っている」根拠として条例等としている議会が多い。**
- b 議会基本条例有の34議会のうち、「行っている」(評価3・5)が12議会(35%)、「**行っていない**」(評価1・2)が**22議会(65%)と、同条例が有っても反問を「行っていない」議会が多い。**

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

反問を行っていると回答した12議会では、**人口規模が5万人以下の議会の方(58%)が、反問を行っている議会が多い。**

(6) 賛否の公開

①「行っている」に着目(表2参照)

- a 「行っている」と回答の30議会のうち、評価3(申し合わせ)が18議会(60%)、評価4・5(条例等)が12議会(40%)と、**評価3(申し合わせ)が評価4・5(条例等)より多い。賛否の公開は条例等がなくても行えることを示している。**
- b 「行っている」30議会のうち、議会基本条例有が26議会(87%)、同条例無が4議会(13%)と、**議会基本条例があることで賛否の公開が行われていることを示している。**
- c 回答の34議会中「行っている」30議会の比率は88%と、**約9割の議会**で賛否の公開が行われている。

②議会基本条例に着目(表2参照)

- a 議会基本条例有で、「行っている」26議会のうち、評価3(申し合わせ)が14議会(54%)、評価4・5(条例等)が12議会(46%)と、**「行っている」根拠として条例等を根拠としている議会と条例等を根拠としていない議会とが半々であった。**
- b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3～5)が26議会(90%)、「**行っていない**」(評価1・2)が**3議会(10%)と、同条例が有ることで賛否の公開を「行っている」としている議会が多い。**

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

賛否の公開を行っていると回答した29議会では、**人口規模が5万人以下の議会の方(59%)が、賛否の公開を行っている議会が多い。**

表1. 反問の評価

年度	2016
全体評価	2.4
議会基本条例有	2.6

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	4	1	0	0	5	0%
議会基本条例有	17	0	1	11	29	100%
計	21	1	1	11	34	100%
実施比率	65%		35%			

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3・5(有)	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	8	2	10	20%	42%
5万人以上	2	3	5	60%	
2万人以上	6	7	13	54%	58%
1万人以上	5	0	5	0%	
5千人以上					
5千人以下					
計	21	12	33	36%	100%

(注)兵庫県議会含まず。

表1. 賛否の公開の評価

年度	2016
全体評価	3.5
議会基本条例有	3.6

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	0	1	4	0	0	5	13%
議会基本条例有	2	1	14	1	11	29	87%
計	2	2	18	1	11	34	100%
実施比率	12%		88%				

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3・5(有)	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	2	8	10	80%	41%
5万人以上	1	4	5	80%	
2万人以上	1	12	13	92%	59%
1万人以上	0	5	5	100%	
5千人以上					
5千人以下					
計	4	29	33	88%	

(注)兵庫県議会含まず。

(7) 議会報告会

①「行っている」に着目(表2参照)

a 「行っている」と回答の23議会のうち、評価3(申し合わせ)が3議会(13%)、評価4・5(条例等)が20議会(87%)と、**評価4・5(条例等)が評価3(申し合わせ)より多い。議会報告会は条例等で規定されている議会が多いことを示している。**

b 「行っている」23議会のうち、議会基本条例有が22議会(96%)、同条例無が1議会(4%)と、**議会基本条例等で規定されていることで議会報告会が行われていることを示している。**

c 回答の34議会中「行っている」23議会の比率は68%と、**約7割の議会で議会報告会が行われている。**

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 議会基本条例有で、「行っている」22議会のうち、評価3(申し合わせ)が2議会(9%)、**評価4・5(条例等)が20議会(91%)と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の29議会のうち、「行っている」(評価3～5)が22議会(76%)、「行っていない」(評価1・2)が7議会(24%)と、**同条例が有ることで議会報告会を「行っている」議会が多い。**

③の人口規模別評価の分布(表3参照)

議会報告会を行っていると回答した22議会では、**人口規模が5万人以下の議会の方(59%)が、5万人以上の議会(41%)より議会報告会を行っている議会が多い。**

表1. 議会報告会の評価

年度	2016
全体評価	3.4
議会基本条例有	3.7

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	3	1	1	0	0	5	4%
議会基本条例有	6	1	2	7	13	29	96%
計	9	2	3	7	13	34	100%
実施比率	32%		68%				

表3. 人口規模別評価の分布

単位:市町村数

人口規模	1・2(無)	3～5(有)	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	6	4	10	40%	41%
5万人以上	0	5	5	100%	
2万人以上	3	10	13	77%	59%
1万人以上	2	3	5	60%	
5千人以上					
5千人以下					
計	11	22	33	67%	100%

(注)兵庫県議会含まず。

資料編

1. 集計データ

NO	自治体	基礎情報										1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																			
												問1	補	問2	補	問3	補	補	平均	問4	補	補	補	補	問5	補	補	補	補	補	問6	補	内訳	補	補	平均					
		提案・説明・質問・答復の件数	直接説明の実績有無	住民との対話の有無	実地回数	アンケート調査の有無	傍聴者の発言有無	傍聴者の発言実績有無	手話通訳の有無	議員間の討議（自由討議）の有無	議員による修正件数	再提出後可決された件数	可決された修正案の件数	政策提言数	調査機関又は附属機関の設置	議員数（人）	公募市民（人）	専門的知見の活用有無	公聴会の開催、参考人招致の有無	参考人の件数	議員等提案・案外件数	可決された件数	議会事務局体制の充実	職員数	専任	臨時	兼務	課題記入													
		定数	女性議員数	女性議員比率	会派有無	会派数	平均年齢	政務活動費の有無	政務活動費の額	次回選挙	議会基本条例	自治基本条例																													
1	兵庫県	87	10	11.5%	1	5	52.3	1	45	H31.4	1	1	1	5	10	0	1			2.3	5	0	0	0	1	1		0	1	12	1	1	5	49	49				3.7		
2	神戸市	69	15	21.7%	1	7	55.2	1	38	H31.6	1	0	3	1		1				1.7	5	0	0	0	0	1		0	1	3	0	0	5	38	35	3			3.7		
3	姫路市	47	5	10.6%	1	9	55.3	1	8.5	H31.4	1	1	3	1	1	0	1			1.7	1	0	1	0	0	1		0	0		0		3	24	24				1.7		
4	西宮市	41	8	19.5%	1	6	56.0	1	12	H31.4	1	0	3	1	1	0	1			1.7	1	1	0	2	2	1		0	0		0	0	3	26	22	4			1.7		
5	尼崎市	42	9	21.4%	1	6	58.0	1	10	H29.6	2	2	3	1	1		1			1.7	1	0	0	0	0	1		0	0		0	0	3	22	22				1.7		
6	明石市	30	6	20.0%	1	8	55.2	1	8	H31.4	1	1	5	1	4	5	0	1			3.3	1	1	0	1	0	1		0	1	3	0	0	1	17	14	2	3	1	1.0	
7	加古川市	31	4	12.9%	1	4	55.0	1	7	H30.7	0	0	1		1		1			1.0	1	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	11	11				1.0		
8	宝塚市	26	9	34.6%	1	8	53.2	1	8	H31.4	1	1	3	1	4	2	0	1			2.7	5	0	0	2	2	1		0	0		0	0	1	13	12	1			2.3	
9	伊丹市	28	7	25.0%	1	6	52.6	1	6	H31.4	1	1	1		1		0	1			1.0	1	0	0	1	1	1		0	0		0	0	1	12	10	2			1.0	
10	川西市	26	7	26.9%	1	7	55.8	1	6	H30.10	2	0	2		2		2			2.0	2	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	10	10				1.3		
11	三田市	22	7	31.8%	1	5	58.0	1	6	H28.9	1	1	3	1	3	1	1			2.3	1				1						0	0	1	8	7	1			1.0		
12	芦屋市	21	6	28.6%	1	5	54.0	1	7	H31.4	1	0	3	1	1		1			1.7	1	0	0	3	2	1		0	0		0	0	1	8	8				1.0		
13	高砂市	21	2	9.5%	1	6	57.0	1	2.5	H30.9	1	0	3	1	1		0	1			1.7	2	0	0	0	0	1		0	0		0	0	3	9	9				2.0	
14	たつの市	22	0	0.0%	1	5	64.0	1	2	H30.4	1	0	1		5	6	0	1			2.3	5	0	0	1	0	1		0	0		0	0	2	7	5	2			2.7	
15	三木市	16	2	12.5%	1	8	54.0	1	1	H31.4	1	0	5	1	4	1	0	1			3.3	3	0	0	7	2	1		0	0		0	0	1	5	5				1.7	
16	丹波市	20	2	10.0%	1	9	64.1	1	1.0	H28.11	1	1	3	1	1		0	1	0	1	1.7	5	0	0	0	0	2	1		0	1	2	0	0	1	7	5	2			2.3
17	赤穂市	18	1	5.6%	1	6	64.0	1	2.2	H29.3	1	1	1		2		0	1			1.3	3	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	5	3	2			1.7	
18	小野市	16	4	25.0%	1	3	56.0	1	2	H31.4	0	0	1		3	1	0	1			1.7	1				1						1	5	3	2			1.0			
19	加西市	15	0	0.0%	1	5	59.3	1	0.83	H31.5	1	0	5		4	2	0	1			3.3	1	0	1	2	0	1		0	1	5	0	0	1	5	4	1			1.0	
20	洲本市	18	1	5.6%	1	5	60.0	1	1.25	H30.3	1	0	5	1	1		0	1			2.3	1	1	0	1	0	1		0	1	1	0	0	1	6	4	2			1.0	
21	淡路市	18	3	16.7%	1	5	62.7	1	1.25	H29.5	1	0	3	1	3	12	0	1			2.3	1				1						1	5	5				1.0			
22	篠山市	18	4	22.2%	1	4		1	2	H32.5	1	1	5	1	5	8	0	1			3.7	5	0	0	3	0	1	1					1	5	5				2.3		
23	西脇市	16	2	12.5%	1	2	63.0	1	4.45	H29.11	1	1	5	1	4	3	0	1			3.3	5	0	0	2	2	0	1		0	0		0	0	1	4	3	1	1	2.3	
24	加東市	16	1	6.3%	0	0	63.0	0	0	H30.10	1	0	5	1	4	10	0	1			3.3	1	0	0	0	0	1		0	0		1	1	1	5	4	1			1.0	
25	兵庫県	18	2	11.1%	1	6	63.0	1	1.5	H29.5	1	1	1		4	1	0	1			2.0	3	1	0	3	1	4	1					0	0	1	5	3	1	1	1.7	
26	朝来市	18	1	5.6%	1	6	60.0	1	1	H29.10	1	1	1		1		0	1			1.0	3	0	1	2	2	1		0	0		0	0	2	5	4	1	1	2.0		
27	相生市	14	0	0.0%	1	3	62.0	1	1.2	H31.4	1	1	1		1		0	1			1.0	1	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	4	3	1		1.0		
28	養父市	16	0	0.0%	1	3	66.8	1	0.50	H28.10	1	1	5	1	3	2	0	1			3.0	1	0	0	1	0	0	1		0	1	2	0	0	1	5	5	1		1.0	
29	多可町	14	1	7.1%	0	0	64.0	0	0.00	H29.11	1	0	5	1	4	3	0	1			3.3	1	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	3	3	1		1.0		
30	福崎町	14	0	0.0%	1	5	62.4	1	1	H29.4	1	1	3	1	4	2	0	1			2.7	1	0	0	0	0	1			1	4	0	0	1	3	3	1		1.0		
31	香美町	16	1	6.3%	1	3	63.0	1	0.5	H29.4	1	0	1		3	1	0	1			1.7	1	0	0	0	0	1		0	0		0		1	3	2	1		1.0		
32	佐用町	14	1	7.1%	0	0	61.5	0	0	H30.4	1	1	0		4	26	0	1			1.7	2	0	0	0	0	1		0	0		0	0	1	4	3	1	1	1.3		
33	新温泉町	16	0	0.0%	0	0	62.0	1	0.5	H29.10	0	0	1		1		1			1.0	1					1						1	3	2	1	1		1.0			
34	神河町	12	1	8.3%	0	0	64.6	0	0	H30.4	1	0	1		1		0	1			1.0	1	0	0	3	0	1		0	0		0	0	1	3	3				1.0	

No	自治体	3. 行政と議会の課題共有と討論											4. 住民説明																												
		問7	補	問8	補	問9	補	問10	補	問11	補	問12	補	問13	補	問14	補	問15	補	問16	補	問17	補	問18	補	問19	補	問20	補	問21	補	問22	補	問23	補	問24	補	問25	補	問26	補
		議決権の行使 議決権																																							

2. 調査票

2016 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（兵庫県）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 2 8 年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会等基礎情報

定数（欠員）	人（ 人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務活動費（有無選択）	有・無
次回選挙予定年月	H 年 月	政務活動費の額	万円/人・月
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問 1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会でご直接説明することを認めていますか。（H27. 4～28. 3 の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

●実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番 3・5 を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問2 住民等との意見交換（住民との一般会議）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H27.4～28.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を <u>年1回以上実施し</u> 、さらに、提起された <u>政策課題を委員会等で議論し</u> 、政策課題を予算審議等に反映させるための <u>政策提言をまとめている</u>
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を <u>年1回実施し</u> 、 <u>政策課題の発掘を行っている</u> 。政策提言にまでまとめていない
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

（注1）上記項番3～5を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。

（注2）議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。（→問17）なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。

（注3）上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. H27.4～28.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

☐①行っている （案件： ）
（活用内容： ）

☐②行っていない

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。(H27.4～28.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

①傍聴者数の公表(広報誌等) ☐有 ・ ☐無 ②手話通訳(事前予約含む) ☐有 ・ ☐無

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	2	検討中
	1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

2. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

3. H27.4～28.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時 期	政策提言の内容

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のほか公募市民を含めた</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のみによる</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数 (人) ②公募市民人数 (人)

2. H27.4～28.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

☐①行っている (件:(事例))
☐②行っていない

3. H27.4～28.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

☐①行っている (件(公聴会):(事例))
(件(参考人):(事例))
☐②行っていない

□①行っている (件(公聴会) : (事例))
(件(参考人) : (事例))

□②行っていない

①提出された条例案 () 件 ②可決された条例案 () 件
③具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等（H28.4.1 現在でご記入ください）

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ☐①地方自治法第102条第2項（定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）
☐②地方自治法第102条の2第1項（会期を通年とする）

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。（H27.4～28.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき</u> 、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	<u>議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)</u> により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（実施していない）
【補足説明欄】		

（注）一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問
 執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

- ☐①回数制限あり ☐②回数制限なし ☐③時間制限あり ☐時間制限なし

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H27.4～28.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)
【補足説明欄】		

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

反問を行使された具体的1事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問 10 行政との政策討議会(行政との一般会議)

議会として、重要な政策課題に対し、行政と政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会(行政との一般会議)を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会(一般会議)を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会(一般会議)を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない(条例規則等の規定があるが、開催は行われていない)
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間における政策討議会(一般会議)の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、政策討議会(一般会議)を開催する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 27.4～28.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

☐①本会議 ☐②常任委員会 ☐③特別委員会 ☐④全員協議会 ☐⑤その他 ()

2. 上記項番 3・5 を選択した議会は、政策会議は公開か非公開かをお答えください。
☐①公開 ☐②非公開
3. H27. 4～28. 3 の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。
☐①行っている 研修内容（ ）
☐②行っていない

問 1 1 議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている</u>
	4	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H27. 4～28. 3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問 1 2 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H27. 4～H28. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

--

補足設問（上記項番 2～5 を選択した議会）

H27. 4～28. 3 の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

☐①行っている ☐②行っていない

問 1 3 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H27. 4～28. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべて</u> の委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	4	本会議及び <u>一部</u> の委員会のライブ中継を行っている (ライブ中継を行っている委員会名[])
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番 3～5 を選択した議会）

H27. 4～28. 3 の期間、会議の動画記録のオンデマンド配信（ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式）を行っているか、お答えください。

☐①行っている ☐②行っていない

問 1 4 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27. 4～28. 3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への <u>上程前</u> に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への <u>上程後</u> 、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない
【補足説明欄】		

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位の賛否</u> を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない

【補足説明欄】

(注1) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. H27. 4～28. 3 の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。

（ ☐ ①会派単位 ・ ☐ ②議員個別 ）

2. 賛否の公開媒体

（ ☐ ①議会広報 ・ ☐ ②ホームページ ）

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年複数回</u> 行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年1回</u> 行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

(注1) 上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

☐①有 ・ ☐②無

2. H27.4～28.3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ☐①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
☐②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
☐③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. H27.4～28.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

☐①議論を行っている

（事例：

）

☐②議論を行っていない

4. 議会報告会における現在の課題について（議会側と市民側の課題に分けてお答え下さい）

議会側の課題	市（町）民側の課題
例）年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例）町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

問17 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した

選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募： ☐有・☐無 、報酬： ☐有・☐無 、
2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）
 - ☐①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）
 - ☐②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
 - ☐③議会議員との意見交換（年何回： 回）
 - ☐④その他（ ）

5. その他

問 1 8 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H27. 4～28. 3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ☐①行っている（☐ a 条例改正実施 ☐ b 条例改正は行わなかった）
- ☐②行っていない

問 1 9 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ☐①制定している ☐②制定していない

問 2 0 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経かどうかは各自自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(2) (1) で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ☐①基本構想のみ
- ☐②基本構想・基本計画
- ☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ☐①追加している ☐②追加していない

(4) (3) で任意的な議決事件を追加している場合、H27. 4～28. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 1 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

- （ ☐ ①毎月 ☐ ②3カ月毎（基本＋随時） ☐ ③その他の頻度（ ）
☐ ④発行していない ）

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H27.4～28.3の間）

- （ ☐ ①実施した ☐ ②実施していない ）

議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無（H27.4～28.3の間）

- （ ☐ ①あり ☐ ②なし ）

問 2 2 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

☐ ①設けられている

（具体的事例： ）

☐ ②設けられていない

問 2 3 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

☐ ①選挙により行っている。（詳細は以下）

（根拠規定： ）

（所信表明の方法： ）

（その他： ）

（実施時期： 年 月 日から実施）

☐ ②選挙は行っていない。

（選出方法： ）

問 2 4 貴議会の議員の選挙は別に条例で選挙区を設けて実施しておりますか。

☐ ①設けられている （平成の大合併 ☐ ①あり ☐ ②なし）

☐ ②設けられていない

問 2 5 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 6 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・兵庫県・沖縄県の議会基本条例制定状況

議会基本条例制定状況(自治体リスト)【2015年09月18日更新】

自治体議会改革フォーラムより

北海道		
	自治体議会名	制定年
1	栗山町	(2006年)
2	今金町	(2007年)
3	知内町	(2008年)
4	北海道	(2009年)
5	名寄市	(2009年)
6	三笠市	(2009年)
7	福島町	(2009年)
8	和寒町	(2009年)
9	旭川市	(2010年)
10	帯広市	(2010年)
11	豊浦町	(2010年)
12	鹿追町	(2010年)
13	白糠町	(2010年)
14	釧路市	(2011年)
15	登別市	(2011年)
16	北竜町	(2011年)
17	足寄町	(2011年)
18	士別市	(2012年)
19	根室市	(2012年)
20	大空町	(2012年)
21	浦幌町	(2012年)
22	札幌市	(2013年)
23	夕張市	(2013年)
24	江別市	(2013年)
25	八雲町	(2013年)
26	遠軽町	(2013年)
27	安平町	(2013年)
28	むかわ町	(2013年)
29	芽室町	(2013年)
30	留萌市	(2014年)
31	芦別市	(2014年)
32	富良野市	(2014年)
33	七飯町	(2014年)
34	広尾町	(2014年)
35	幕別町	(2014年)
36	網走市	(2015年)
37	石狩市	(2015年)

兵庫県		
	自治体議会名	制定年
1	洲本市	(2009年)
2	朝来市	(2009年)
3	加西市	(2010年)
4	養父市	(2010年)
5	加東市	(2010年)
6	播磨町	(2010年)
7	姫路市	(2011年)
8	宝塚市	(2011年)
9	篠山市	(2011年)
10	丹波市	(2011年)
11	宍粟市	(2011年)
12	兵庫県	(2012年)
13	神戸市	(2012年)
14	豊岡市	(2012年)
15	西脇市	(2012年)
16	三田市	(2012年)
17	南あわじ市	(2012年)
18	淡路市	(2012年)
19	多可町	(2012年)
20	神河町	(2012年)
21	上郡町	(2012年)
22	香美町	(2012年)
23	明石市	(2013年)
24	三木市	(2013年)
25	たつの市	(2013年)
26	福崎町	(2013年)
27	芦屋市	(2014年)
28	赤穂市	(2014年)
29	高砂市	(2014年)
30	稲美町	(2014年)
31	佐用町	(2014年)
32	西宮市	(2015年)
33	伊丹市	(2015年)
34	相生市	(2015年)

沖縄県		
	自治体議会名	制定年
1	読谷村	(2009年)
2	沖縄県	(2012年)
3	那覇市	(2012年)
4	南城市	(2012年)
5	与那原町	(2013年)
6	南風原町	(2013年)
7	名護市	(2014年)
8	嘉手納町	(2014年)

(2) 都道府県別議会基本条例制定状況

県別議会基本条例制定状況【2015年09月18日更新】
自治体議会改革フォーラムより

NO	県名	都道府県 市町村数	議会基本 条例施行 自治体数	施行率
1	北海道	180	37	21%
2	青森県	41	9	22%
3	岩手県	34	18	53%
4	宮城県	36	23	64%
5	秋田県	26	15	58%
6	山形県	36	21	58%
7	福島県	60	20	33%
	東北	233	106	45%
8	茨城県	45	22	49%
9	栃木県	27	14	52%
10	群馬県	36	12	33%
11	埼玉県	64	21	33%
12	千葉県	55	11	20%
13	東京都	63	11	17%
14	神奈川県	34	24	71%
	関東	324	115	35%
15	新潟県	31	12	39%
16	富山県	16	3	19%
17	石川県	20	9	45%
18	福井県	18	11	61%
19	山梨県	28	7	25%
20	長野県	78	29	37%
21	岐阜県	43	12	28%
22	静岡県	36	16	44%
23	愛知県	55	31	56%
	中部	325	130	40%
24	三重県	30	10	33%
25	滋賀県	20	15	75%
26	京都府	27	17	63%
27	大阪府	44	14	32%
28	兵庫県	42	34	81%
29	奈良県	40	9	23%
30	和歌山県	31	2	6%
	近畿	234	101	43%
31	鳥取県	20	10	50%
32	島根県	20	9	45%
33	岡山県	28	17	61%
34	広島県	24	16	67%
35	山口県	20	6	30%
	中国	112	58	52%
36	徳島県	25	4	16%
37	香川県	18	9	50%
38	愛媛県	21	6	29%
39	高知県	35	12	34%
	四国	99	31	31%
40	福岡県	61	28	46%
41	佐賀県	21	11	52%
42	長崎県	22	10	45%
43	熊本県	46	10	22%
44	大分県	19	11	58%
45	宮崎県	27	13	48%
46	鹿児島県	44	32	73%
47	沖縄県	42	8	19%
	九州	282	123	44%
	計	1789	701	39.2%

(注) 都道府県別市区町村数一覧(平成26年4月5日現在)

財団法人地方自治情報センター(LASDEC)

(注2) 都道府県47、市区町村1,742、計1,789

(注3) 合計701自治体(39.2%)(2015年09月18日更新)

内訳: 道府県30(63.8%)、政令市15(75.0%)、特別区2
(8.7%)、市415(53.9%)、町村239(25.8%)

あとがき

今回の2016年調査は「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき、行った」「制度はないが、行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないならば、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会の活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、実態を明らかにし、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

2016年調査は、北海道、兵庫県、沖縄県の3道県の自治体議会を同じ基準で調査を行い、議会の活性化にどんな特徴や相違があるのかを知ること、さらなる議会の活性化が図られることを願うものである。

北海道のほかに、なぜ、兵庫県と沖縄県を選んだのか。兵庫県を選定した理由は、兵庫県(560万人)は、北海道(540万人)と人口規模がほぼ同じであること、議会基本条例施行議会が日本一あること、人口規模が1万人以下の市町村が0の県であることから、議会の活性化の条件が一番整っている県ではないかという仮説のもとに選んだ。沖縄県を選んだ理由は、議会基本条例施行状況が北海道は21%に対し、沖縄県は19%と類似していること、ちなみに、兵庫県は81%である。最大の理由は、沖縄県は北海道から見ると、憧れの地であることから現状を知りたいと思ったことであつた。

人口減少や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化(改革)することにより、住民が抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のある課題にも目を向けることができる。当然、チーム議会をどう維持継続していくか、議会事務局との連携等、チーム議会には課題が多い。しかし、「意志あるところに道は開ける」である。強い意志こそ持続の源泉である。

この報告書は、議会の活性化に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとしている議会の参考になること願って作成した。

また、この報告書をまとめるにあたって、兵庫県県内42県・市町村議会の議会事務局に調査票を送り、34の県・市町村議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

以上

「2016兵庫県内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://koukyou-seisaku.com/>